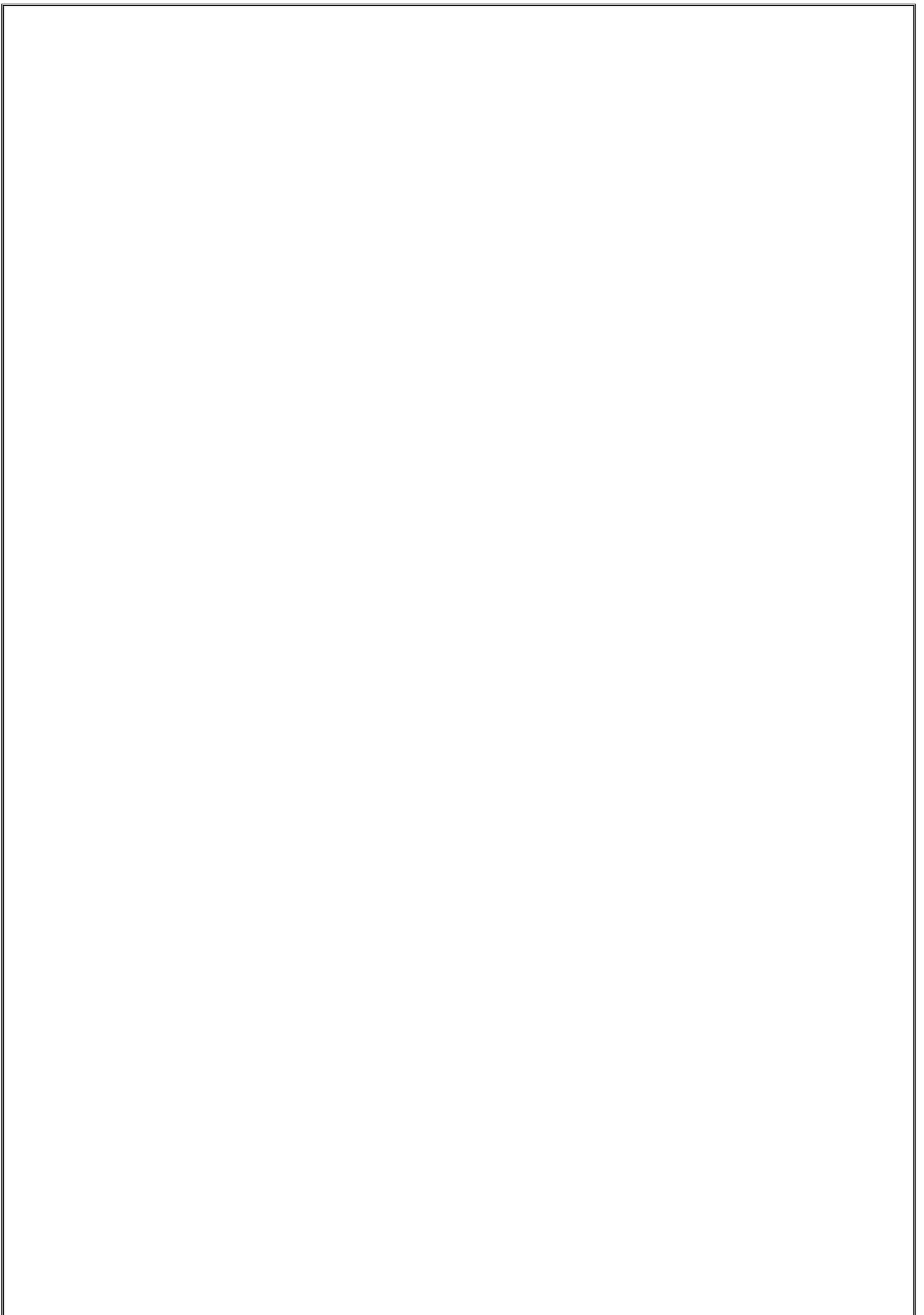


青森市総合計画
前期基本計画

2019年度～2023年度

2019年2月8日
青森市



目 次

第1章	しごと創り	1
第1節	産業の振興・雇用対策の推進	3
第2節	農林水産業の振興	9
第3節	観光の振興・誘客の推進	16
第2章	ひと創り	21
第1節	子ども・子育て支援の充実	23
第2節	教育の充実	27
第3節	スポーツの推進	35
第4節	文化芸術の推進	40
第3章	まち創り	45
第1節	地域内連携・広域連携の推進	47
第2節	安全・安心な市民生活の確保	52
第3節	ユニバーサル社会の形成	56
第4章	やさしい街	61
第1節	保健・医療の充実	63
第2節	高齢者福祉の充実	71
第3節	障がい者福祉の充実	75
第4節	暮らしを支える福祉の充実	79
第5章	つよい街	83
第1節	防災体制・雪対策の充実	85
第2節	土地利用・都市景観の形成	91
第3節	交通インフラの充実	97
第6章	かがやく街	101
第1節	豊かな自然環境の保全	103
第2節	快適な生活環境の確保	108
第3節	廃棄物対策の推進	113
推進体制		117
用語解説		123

第1章 しごと**創**り

白紙ページ

第1章 しごと創り

第1節 産業の振興・雇用対策の推進

現状と課題

《産業の状況》

- 本市の産業は、多様な交通拠点を有する本市の特長を背景に、卸売・小売業やサービス業などの第3次産業を中心に発展してきましたが、一方では、雇用創出効果と地域経済への波及効果が高い製造業をはじめとする第2次産業の集積が他都市に比べ進んでいない状況にあります。
- 人口減少・少子高齢化の進展に伴い、消費需要の低下や地域間競争の激化などが進行することに加え、経済のグローバル化や、AI・IoTなどの技術革新により、産業構造や雇用環境などが大きく変化することが予想されます。
- 本市産業の自立的な発展に向け、地域資源を最大限に活かしながら、農商工連携・産学金官連携を通じて、今後、成長が見込まれる産業や意欲のある新たな起業家を育成することが重要となっています。
- 域外からの所得獲得を進めるとともに域内で循環させる、地域経済の好循環を創出することが重要となっています。

《中小企業の状況》

- 地元企業数の大部分を占める中小企業においては、経営基盤が弱いことから経済情勢の変化による影響を受けやすく、また、経営者の高齢化が進んでいます。

《商店街の状況》

- 商店街については、郊外の大型店やインターネット販売などによる購買機会の多様化、経営者の高齢化や後継者不足などにより、商店が減少傾向にあります。

《雇用の状況》

- 人口減少や若者等の域外流出に伴う生産年齢人口の減少により、労働力の不足が懸念されており、労働参加率や生産性の向上を図ることが重要となっています。

《企業立地の状況》

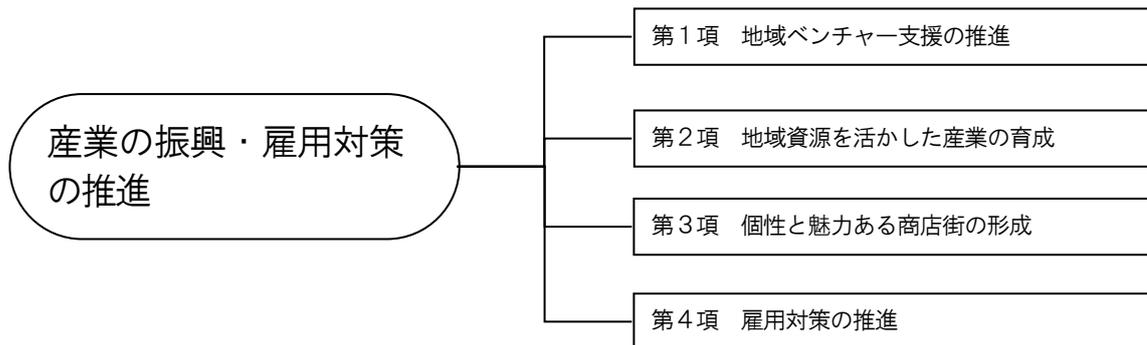
- ICTの進展などを背景に、首都圏等の企業によるサテライトオフィスの立地が進むなど、企業の進出形態が多様化しています。

基本方向

若者等の起業・創業や、地元企業による新たな領域での事業展開、第二創業など、地域資源や特性を活かした新ビジネスへの挑戦を促進するとともに、生産性向上の取組などを通じた経営基盤の強化を促進するほか、地域特性に応じた個性と魅力ある商店街づくりを促進します。

また、地域ニーズに対応した多様な企業の立地等を促進するほか、若者等の地元就職や誰もが安心して働くことができる雇用環境づくり等を促進します。

施策の体系



第1項 地域ベンチャー支援の推進

産学官の連携により、若者等の起業・創業や地元企業の新たな領域での事業展開、第二創業などへの支援の充実を図り、新ビジネスへの挑戦を促進します。

主な取組

《新ビジネスへの挑戦を促進》

- 青森商工会議所等との連携のもと、「AOMORI STARTUP CENTER」に設置している「あおもり地域ビジネス交流センター」を拠点に、創業に関する情報提供や相談対応などの支援を通じ、起業・創業を促進します。
- 地元企業による既存事業と異なる分野・業態への進出に対する支援の充実などを通じ、第二創業や新たなビジネス領域での事業展開を促進します。
- 起業後においても、関係機関等と連携した継続的な支援を通じ、経営の安定化・事業の成長を促進します。

《起業マインドの醸成》

- 大学等と連携したアントレプレナーシップ(起業家精神)の涵養などを通じ、大学生等の未来の起業家を目指す機運の醸成を図るとともに、小・中学生に対し、社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度の育成を図ります。
- 関係機関等と連携し、起業経験者によるセミナーなど創業に対する理解と関心を深める取組を通じ、起業家となり得る人材の育成を図ります。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
創業件数 AOMORI STARTUP CENTER の支援による市内での年間創業件数	20 件 (2018 年度見込み)	30 件
新ビジネスチャレンジャー認定件数 起業・創業や新たな事業展開へ挑戦する事業者として市が認定した件数 (2017 年度からの累計)	11 件 (2018 年度)	41 件

第2項 地域資源を活かした産業の育成

本市産業の自立的な発展に向け、地域資源を活用した産業の育成を推進します。
また、地元企業による生産性向上の取組などにより、経営基盤の強化を促進します。

主な取組

《成長が見込まれる産業の育成》

- 本市産業経済の優位性や弱点を踏まえ、成長分野の産業や、本市の多様な地域資源を活用した地場産業の育成を推進します。
- 農商工連携・産学金官連携により、地域資源や特性を活かした新技術、新商品、商品の高付加価値化など、新たな取組を進める企業への支援体制の充実を図ります。
- 企業交流会などを通じて、市内企業間のネットワークの強化を図り、企業が保有する技術やノウハウを活用した新商品・新サービスの開発を促進します。

《国内外での販路拡大》

- 県や周辺市町村、関係団体等と連携し、首都圏等での物産販売・PR や商談を通じ、地元企業の新たな販路開拓を促進します。
- 日本貿易振興機構や県内市町村等と連携し、貿易情報の提供や商談会などを通じ、地元企業の海外市場でのビジネス展開を促進します。

《地元企業の経営基盤の強化》

- (公財)21 あおもり産業総合支援センターや青森商工会議所、青森市浪岡商工会などの支援機関との連携による経営指導や各種融資制度等により、地元企業の生産性向上や経営革新・安定化を促進します。
- 後継者が不足している地元企業に対し、事業承継に関する相談対応や青森県事業引継ぎ支援センター、金融機関などと連携した支援を通じ、円滑な事業承継を促進します。
- 青森県中小企業団体中央会などの関係機関と連携し、企業組合や連携組織の設立・運営に対する支援を通じて、地元企業の共同化・協業化を促進します。
- 市内企業やあおもりコンピュータ・カレッジが行う人材育成活動への支援を通じ、経営環境の変化に柔軟に対応できる、経営力や技術力の高い人材育成を促進します。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
設備投資件数 市内事業者が、設備投資を対象とする市の支援制度を活用した件数	201 件 (2017 年度)	201 件

第3項 個性と魅力ある商店街の形成

商業・サービス・コミュニティ機能等の維持・向上に向け、地域特性に応じた個性と魅力ある商店街づくりを促進し、商店街の活性化を図ります。

主な取組

《商店街の機能充実》

- 青森商工会議所や青森商店街連盟等と連携し、商店街における起業・創業や事業承継の促進による新たな担い手の育成などを通じ、商店街のサービス・コミュニティ機能の維持・向上を図ります。

《商店街の魅力向上》

- 地域等と連携した自主的な取組を促進するなど、地域の特性を活かした商店街づくりを促進します。
- 空き店舗・空きビルなどの既存ストックを活用したりリノベーションの推進などにより、にぎわいと魅力ある商業空間の形成を図ります。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
商店街での新規開業件数 市の支援制度を活用して、商店街で新規に開業した件数（2018年度からの累計）	3件 (2018年度見込み)	28件

第4項 雇用対策の推進

労働力の確保に向け、若者等の地元就職を促進するとともに、仕事と家庭の両立など、誰もが安心して働くことのできる雇用環境づくりを促進します。

また、地域ニーズに対応した多様な企業の立地等を促進します。

主な取組

《雇用環境づくり》

- 高校生、大学生などの若者やUターン就職希望者などに対し、本市で働くことの魅力等の情報発信や就職活動への支援等を通じ、若者等の地元就職を促進します。
- 若者等の早期離職の防止に向け、若手社員等を対象とするセミナーや講習会などを通じて、市内企業における人材育成と職場定着を支援します。
- 国・県や関係機関との連携のもと、企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進や福利厚生充実などを通じ、若者や女性、高齢者などの多様な人材が、多様な働き方により活躍できる魅力ある職場環境づくりを促進します。

《企業立地の促進》

- 県や関係機関との連携のもと、地域のニーズに対応した成長分野の産業など多様な企業の立地促進を図ります。
- 青森中核工業団地などへの企業立地の促進に向け、多様な進出形態に対応した受入態勢の整備を図ります。
- 立地企業のニーズを踏まえたフォローアップを通じ、立地企業の定着化や事業拡大、地元企業との企業間連携を促進します。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
若者等の地元就職に関する相談件数 市のUターン就活サポートデスク等における就職相談件数	420 件 (2017 年度)	540 件
立地企業数 市と立地協定を締結して、本市へ新たに開設された事業所数 (2017 年度からの累計)	4 件 (2017 年度)	22 件

第1章 しごと創り

第2節 農林水産業の振興

現状と課題

《販売力の状況》

- 農林水産品の需要量の減少や輸入農林水産品の増加などにより、産地間競争の激化が予想されています。

《担い手の状況》

- 農林水産業従事者のうち、特に就業人口の減少が著しい農業においては、2005年の5,850人に対し、2015年には3,502人と約4割の2,348人が減少しているとともに、65歳以上の割合が2005年の54.9%に対し、2015年には59.3%に上昇し、農業就業者の約6割が65歳以上となっており、高齢化が進んでいます。

《農林水産業の経営・生産の状況》

- コメやりんごのみの単一経営は、自然災害や市場価格の変動などによる影響を受けやすい状況にあります。
- 近年、農作物の残留農薬や産地・食品の偽装表示、鳥インフルエンザの発生等を背景に、食の安全・安心や環境にやさしい生産活動への関心が高まっています。
- 耕作放棄地が増加すると、病害虫の発生源となり、周辺の耕地にも悪影響を及ぼす可能性があります。
- 狭小・不整形な農地は利用集積が進まず、有効活用が図られていない状況にあります。
- 戦後から高度経済成長期にかけて植栽された人工林が主伐期を迎えている中、木材価格の低迷や労賃等の経営コストの上昇による林業生産活動の停滞に伴い、森林所有者の経営意欲が減退しています。
- ホタテガイ養殖を主力とする本市水産業の経営は、陸奥湾の異常高水温被害等の影響を受けやすい状況にあります。

《市場取引の状況》

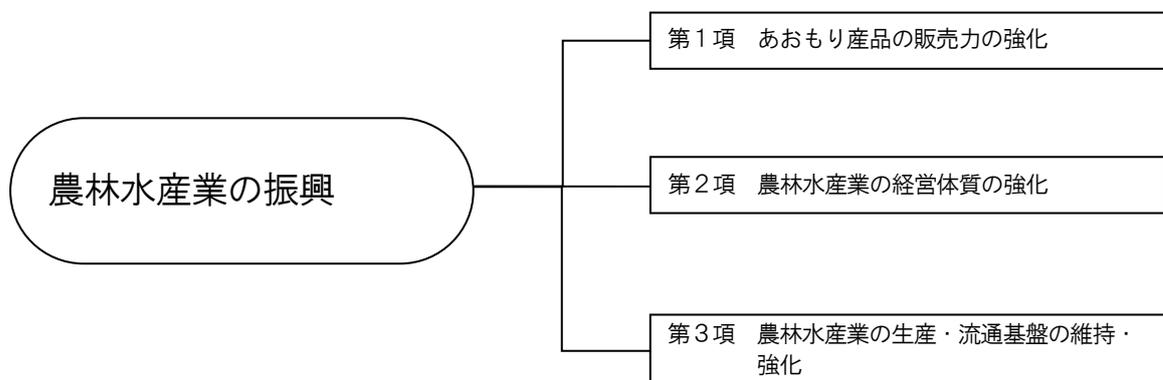
- 産地直接取引といった市場外流通の増加等による市場取引高の減少は、市場機能を低下させ、生鮮食料品の安定供給に支障を及ぼす可能性があります。

基本方向

豊かな自然に育まれた安全・安心な市産農林水産品の販路拡大に向けて、地域ブランド化や高付加価値化に積極的に取り組むとともに、販売力を強化します。

また、担い手の育成・確保を進めるとともに、新技術の導入や経営の多角化などにより、農林水産業の経営の体質強化を図るほか、農林水産業の生産基盤である農地や森林、漁港などの適正な管理やその有効活用を通じて、優良農地の確保や森林などがもつ多面的機能の維持・発揮と水産資源の保護を図ります。

施策の体系



第1項 あおもり製品の販売力の強化

豊かな自然に育まれた安全・安心な市産農林水産品の域内外への販路拡大に向けて、地域ブランド化や高付加価値化に積極的に取り組むとともに、販売力を強化します。

主な取組

《販路拡大・販売力の強化》

- 市の広報媒体である広報あおもり及びホームページ、関係団体であるあおもり産品販売促進協議会のホームページやSNSなどを積極的に活用し、市産農林水産品の魅力や旬の時期などの情報を発信することにより、認知度の向上を図ります。
- 「幸たっぷりと青森市」をキャッチフレーズに、県と大型量販店が連携して実施する「青森県フェア」や、市と青森農業協同組合とで連携して実施する主要市場でのりんごの販売イベントなどを活用した効果的なトップセールスを展開し、市産農林水産品の魅力を国内外へ積極的にPRします。
- 物産展、商談会等の開催情報や首都圏等のバイヤーの情報など、関係団体との連携のもと、販路拡大に必要となる有用な情報の収集に努めるほか、大規模展示商談会等への出展を通じて市産農林水産品に対する需要等を把握し、関係団体や生産者等との情報共有を図ります。
- 生産者等の経営の多角化と所得向上及び農林水産品の高付加価値化を図るため、生産者等が行う6次産業化に向けた取組を促進するほか、他産地との差別化を図るため、関係団体と連携しながらカシス、アオベジ、ナマコ、八甲田牛など地域特性の高い農林水産品の地域ブランド化を推進します。

《食育及び地産地消の推進》

- 農林水産品等に関する正しい知識の普及啓発のほか、生産者と消費者との交流促進、更には地元の食材を活用した給食の提供などを通じて、市産農林水産品の域内消費の拡大を図ります。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
商談件数 商談会出展を支援した団体の商談件数	31件 (2018年度)	46件

第2項 農林水産業の経営体質の強化

農林水産業の担い手の育成・確保を進めるとともに、農地の利用集積や新技術の導入、経営の多角化などによる経営体質の強化を図ります。

主な取組

《担い手の育成・確保》

- 新規就業者や後継者、地域と連携して農林水産物の生産を行おうとする企業などに対して、県や青森農業協同組合・漁業協同組合等と連携しながら、相談、研修、就業の各段階に応じたサポートを行い、意欲のある新たな担い手の育成・確保と定着化を図ります。
- 地域農業の中核的な役割を担う認定農業者や集落営農組織などを育成するとともに、県や青森農業協同組合等の関係機関と連携し、農業労働力の確保に向けた仕組みづくりに努めます。
- 各種体験メニューやイベントなどを通じて、農林水産業に関する理解と関心を高め、新規就業者の掘り起こしを進めます。

《農林水産業の経営体質の強化》

(農業分野)

- ロボット技術・情報通信技術等の先進技術の導入によるスマート農業など、作業の省力化や生産性向上に向けた取組を促進し、経営規模の拡大や農業経営の合理化・近代化を図ります。
- 経営規模の拡大に向けて意欲のある担い手等への農地の利用集積・集約を促進し、農地利用の効率化と生産性の向上を図るとともに、地力の維持・増強など健全な土づくりを推進します。
- コメやりんごなどを主体としながら、トマトをはじめとする市奨励作物や高収益作物の作付けを促進します。
- 本市の気候にあった作物や、高品質で収益性の高い作物の調査・研究、生産技術の指導を行い、農業経営の安定化を図ります。
- 安全・安心な農産物の生産や、労働環境の安全の確保、経営の改善に向け、国や県と連携し、GAP(農業生産工程管理)の認証取得を目指す取組を促進します。
- 企業や関係団体との連携のもと、観光体験型農業の受入態勢の整備や魅力の向上を図り、グリーン・ブルーツーリズム活動を促進します。

(林業分野)

- 林業経営に適した森林を、意欲と能力のある担い手(林業経営者)に集積・集約し、効率的な森林整備と林業経営の安定及び担い手の育成を図るとともに、林業経営に適さない森林については、市が管理を行い、関係機関と連携しながら木材の利用促進を図ります。

(漁業分野)

- 漁業の持続的発展に向け、漁獲量の大部分を占めるホタテガイ漁場の適切な管理を促進するとともに、優良稚貝の安定的な確保と養殖数量の適正な管理を通じて、産地形成を推進します。
- 漁業経営の合理化・近代化に伴う資金需要に対応するため、国や県との連携のもと、融資環境の充実を図るとともに、資材等の共同利用などを促進し、効率的な漁業経営の確立を図ります。
- 市水産振興センターにおいて、県の試験研究機関等との連携を密にしながら、本市の特性に合った新たな栽培漁業品種の研究、開発に取り組むとともに、漁業経営の多角化・安定化に資するため、ナマコ・ホヤ種苗などの供給機能の確保に努めます。

《資源循環型農業》

- 減化学合成農薬、減化学肥料による安全・安心な農作物の生産や、稲わらの利活用などの有機資源を有効活用した土づくりを促進するとともに、土壌や周辺環境にやさしい環境保全型生産資材の普及を図ります。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
認定新規就農者数 農業経営基盤強化促進法に基づき、新たに農業経営に取り組むために作成する「青年等就農計画」を市に提出して認定を受けた者（各年度）	10 経営体 (2018 年度見込み)	8 経営体
担い手への農地集積率 本市の耕地面積に占める担い手への農地利用集積面積（自己所有、借入地、特定農作業受託の合計面積）の割合	42.3% (2017 年度)	51.9%
地域振興作物（高収益作物）の作付面積 市内における地域振興作物（高収益作物：「青森市地域農業再生協議会水田フル活用ビジョン」において設定している品目）の作付面積	36.5ha (2018 年度)	45.5ha
漁業生産量 市内の漁業生産量の合計	11,371 t (2017 年)	14,219 t

第3項 農林水産業の生産・流通基盤の維持・強化

農林業の生産基盤である農地や森林の適正な管理と資源の有効活用を通じて、優良農地の確保や森林などが持つ多面的機能の維持・発揮を図ります。また、水産業の生産基盤である漁港や漁場などの適正な管理を通じて、水産資源の保護を図ります。

流通環境の変化に対応するため、市場機能の充実を図り、市場取引の活性化を促進します。

主な取組

《優良農地の確保》

- 将来にわたって農用地等として利用すべき区域を定め、優良農地の確保と有効利用に努めます。
- 担い手への農地集積・集約化や大型機械の導入による効率的な営農環境の確保と生産性の向上を図るため、ほ場の大区画化、農道、用水路・排水路の整備などの基盤整備に取り組みます。

《農地・森林・漁港等の適正な管理・有効活用》

- 耕作されない農地について、経営規模の拡大を目指す担い手や、就農希望者、企業等に対して情報提供するとともに、所有者に対して農地としての活用を促し、耕作放棄地の発生防止を図ります。
- 農地の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるように努めます。
- 森林所有者等が作成する「森林経営計画」に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能の維持増進を図ります。
- 林道の保全・改良を通じて、適切な林道環境の確保を図ることにより、生産コストの低減や森林の適正な維持管理を図ります。
- 国の「漁港漁場整備長期計画」に基づき、漁港機能の高度化と快適な漁港環境の形成を推進します。
- 県と連携して、増殖場や漁礁の造成など、沿岸漁場の開発により、漁業生産力の向上と漁場の効率的利用を図ります。
- 漁場の環境を保全するため、自然保護意識の高揚などを通じて、陸奥湾の水質汚染の防止を図ります。

《市場取引の活性化》

- 卸売市場が生鮮食料品などの流通拠点としての機能を発揮するため、売買取引方法の見直しや取引事務の簡素化など、取引の効率性の向上に取り組みます。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
ほ場整備の割合 水田面積のうち、ほ場整備を実施済みの面積の割合	75.2% (2017年度)	80.0%
森林整備率 市内の人工林面積のうち、森林経営計画に基づく間伐等の森林整備をした割合	6.39% (2017年度)	14.51%
漁港整備率 現在整備中または今後整備が予定されている本市管内漁港の整備された割合	0% (2018年度)	75%
卸売市場年間取扱高 卸売市場で取扱う水産物、青果、花きの年間取扱金額	38,289 百万円 (2017年度)	38,289 百万円

第1章 しごと創り

第3節 観光の振興・誘客の推進

現状と課題

《広域観光・受入態勢の状況》

- 本市は、陸・海・空の交通結節点として広域的なアクセスを可能とする機能を有しています。
- 北海道新幹線開業に伴う新幹線と航空路線を組み合わせた周遊観光や、クルーズ客船の青森港への寄港増加のほか、国際定期便やチャーター便の就航などにより、本市を訪れる国内外の観光客は増加傾向で推移しており、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催も大きな契機となり、今後も更なる増加が期待されます。
- 単独自治体の観光プロモーションから、周辺自治体等と連携した誘客PRや情報発信、ニーズに応じた魅力づくりなど、広域連携の動きが全国で広がっています。
- 近年、増加が著しい外国人観光客をはじめとする国内外の観光客に対して、情報収集や、決済環境、交通網の充実などについて、利便性と満足度を高め、滞在時間の増加と滞在の質を向上させる取組が各自治体で広がっています。

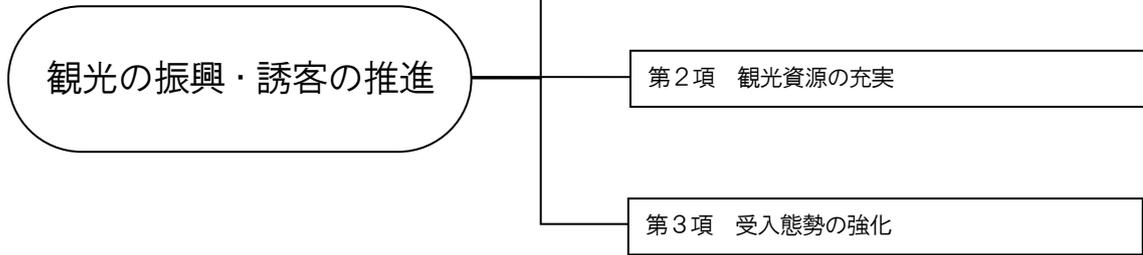
《観光資源の状況》

- 本市は、八甲田連峰や陸奥湾などの美しい自然と、その豊かな自然の中で育まれてきた豊富で多彩な食に加えて、世界に誇る青森ねぶた祭や三内丸山遺跡をはじめとした縄文遺跡、温泉などといった多種多様な魅力ある観光資源を有しています。
- 本市は、冬季における観光客数が夏季などに比べ落ち込む状況にあります。

基本方向

広域的な連携などによる戦略的なプロモーションを通じて、交流人口の拡大を図ります。
また、自然、歴史、文化芸術、食などの地域特性を活かした魅力づくりを進めることにより、観光地としてのブランド力の向上を図るほか、近年増加している外国人観光客をはじめとする国内外の観光客への受入態勢の強化を図ります。

施策の体系



第1項 広域観光の推進

交流人口の拡大に向けて、広域的な連携による戦略的なプロモーションを展開します。

主な取組

《広域観光を推進する体制の強化》

- 広域観光の推進に向け、観光事業者等と連携したマーケティング(分析)を通じて、ニーズ・ターゲットに応じた誘客戦略を進めるとともに、関係自治体・団体等との連携強化を図り、観光に携わる人材の育成や事業者の競争力が高まるような情報提供を促進します。
- 本市が、広域観光圏の核として機能するためにも、本市の魅力を高める誘客・受入態勢の充実を図ります。

《戦略的な観光プロモーションと情報発信》

- 国をはじめ、県、関係自治体・団体と連携し、観光キャッチフレーズ「NIPPO ここだけ 青森市」などを活用しながら国内外への効果的な観光プロモーションを展開します。
- ニーズに応じた効果的な情報発信や情報媒体(SNS など)を活用した的確な情報提供を通じて、国内外の旅行市場へ本市の魅力を訴求します。

《航空路線やクルーズ客船を活用した誘客の促進》

- 観光客の更なる増加を目指し、国内外の定期航空路線の維持・拡大やクルーズ客船寄港の増加を図るため、効果的な情報発信とセールス活動を展開します。

《MICE 誘致の促進》

- 「国際会議観光都市」である本市が有する都市の拠点性や施設などの機能、魅力的な観光資源を活かし、県や関係団体との連携により、MICE 誘致を促進します。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
観光入込客数（延べ人数） 本市を訪れた観光客数	6,040 千人 (2017年)	6,202 千人
主要宿泊施設宿泊者数（延べ人数） 市内の主要宿泊施設における宿泊者数	1,115,350 人泊 (2018年)	1,133,220 人泊

第2項 観光資源の充実

自然、歴史、文化芸術、食などの地域特性を活かし、四季を通じた魅力づくりを進め、世界から選ばれる観光地としてのブランド力の向上を図ります。

主な取組

《観光地としてのブランド力の向上》

- 本市ならではの自然、歴史、文化芸術、食のほかスポーツなどを活用し、ここでしか体験できない観光メニューの充実を図るとともに、観光資源の掘り起こしやブラッシュアップを図り、四季を通じて魅力ある観光地としてのブランド化を推進します。
- 冬季の観光客の増加に向け、日本三大樹氷の一つであり、国際ブランド化を進めている八甲田の樹氷のほか、スノーアクティビティなど、本市の冬季における観光資源の充実を図るとともに、その魅力を国内外に発信します。

《観光施設等の充実》

- 文化観光交流施設「ねぶたの家 ワ・ラッセ」をはじめ、主要な観光施設等において連携を進めるとともに、観光客が楽しめる展示内容や体験メニューなどの充実を図ります。
- 道の駅など地域の活性化拠点となっている施設については、関係団体等と連携しながら、機能の充実を図ります。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
冬季観光入込客数（延べ人数） 冬季（1-3月、11、12月）に本市を訪れた観光客数	1,733 千人 (2017年)	1,883 千人

第3項 受入態勢の強化

国内外からの観光客が快適に周遊・滞在できるようにホスピタリティの向上など受入態勢の強化を推進します。

主な取組

《観光客のニーズに応じた受入態勢と受入環境の充実》

- 観光客の満足度向上を目指し、観光事業者をはじめ、市民一人ひとりのホスピタリティ向上に向け取り組むとともに、観光ボランティアガイドを活用した観光案内の充実を図ります。
- 国内外からの観光客が快適で安全・安心に周遊・滞在できるよう、観光案内機能の充実・強化を図るほか、多言語対応や Wi-Fi 環境、キャッシュレス決済などの受入環境の整備を促進します。

《交通網の充実と利用促進》

- 広域的な観光ルートの形成を図るとともに、駅や空港などのアクセス拠点と、市街地・八甲田地区・浅虫地区などの観光地を周遊しやすい環境整備を進めます。
- 本市を訪れる国内外の観光客が快適に移動できるよう、的確な情報発信などを通じ、観光シャトルバスやタクシーなどの利用促進を図ります。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
外国人観光客滞在者数（延べ人数） 昼間（10時から18時）に本市に滞在した外国人観光客数	125,168 人 (2017年)	210,929 人
主要宿泊施設外国人宿泊者数（延べ人数） 市内の主要宿泊施設における外国人宿泊者数	86,833 人泊 (2018年)	147,653 人泊

第2章 ひと創り

白紙ページ

第2章 ひと創り

第1節 子ども・子育て支援の充実

現状と課題

《出生数の状況》

- 本市における2017年の合計特殊出生率は1.40と国の1.43よりも低水準であり、また、近年の非婚化・晩婚化、若年層の市外流出による子どもを産む世代の減少などが相まって出生数が減少しており、2016年度の出生数は1,840人となり、2,000人を初めて下回りました。

《子育ての状況》

- 出生数が減少し続けている一方、女性の社会進出や夫婦共働き世帯の増加といったライフスタイルなど、社会経済環境が変化している中で、子育てのニーズは多様化しています。
- 核家族化や地域内のつながりの希薄化などにより、地域等での見守りが難しくなっています。

《子どもの状況》

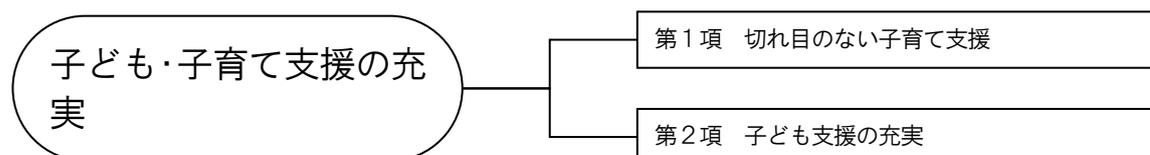
- 子どもを取り巻く社会環境が変化している中で、子どもが健やかで心豊かに育まれる環境づくりが重要となっています。
- 少子化の進展に伴い、子ども同士の交流を通じた生活体験やボランティアへの参加などの体験活動が不足しています。

基本方向

安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目がなく、多様なニーズに応じたきめ細かな子育て支援を推進します。

また、子どもが身近な地域の中で安全・安心に過ごすことができる環境づくりを進めるとともに、心を育む指導や体験活動の充実などを通じて、子どもが自ら考え、主体的に活動できる環境づくりを進めます。

施策の体系



第1項 切れ目のない子育て支援

安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目がなく、多様なニーズに応じたきめ細かな子育て支援を行います。

主な取組

《安心して妊娠・出産・子育てできる環境づくり》

- 全ての妊産婦・乳幼児等の状況を把握し、保健師等専門職が支援プランを作成しながら、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に一体的に応じるとともに、必要な支援の調整や関係機関との連携を図るなど、妊娠期から子育て期までの切れ目のない包括的な支援を提供します。

《妊娠・出産支援の充実》

- 妊婦健康診査等、妊娠・出産に係る経済的負担の軽減をはじめとした出産しやすい環境づくりや不妊治療への支援を推進するほか、妊産婦とその家族に対する保健指導等のケア体制の充実を図ります。

《乳幼児の健康支援の充実》

- 医師、保健師、栄養士等による乳幼児健康診査や各種の育児相談、保健師等による訪問指導などを通じて、心身の発育・発達の遅れなどの早期発見・早期治療を図るとともに、乳幼児の健やかな成長を支えます。
- 発育・発達に不安のある乳幼児や小児慢性特定疾病等により長期にわたり療養を必要とする子ども・家族に対して、関係機関と連携し専門的に相談に応じるとともに、療養上の不安の軽減に努めます。
- 幼稚園、保育所、認定こども園等と連携し、就学前の子どもたちとその保護者を対象に食育プログラムを提供し、未来を担う子どもたちの健康的な食習慣づくりと家庭における食育を推進します。

《子育て支援の充実》

- 幼稚園、保育所、認定こども園等による乳幼児期の教育・保育をはじめ、延長保育・病児保育などの保育サービスの提供や、地域子育て支援拠点などでの子育て相談など、保護者のニーズに対応した多様な子育て支援に取り組みます。また、子育ての経済的負担の緩和に努めます。
- 障がいのある子どもやひとり親家庭など特別な支援が必要な子ども・家庭に対して、療育相談や障がいの特性に配慮した保育の提供、就業等による自立支援などに取り組みます。
- 子どもの医療費に係る経済的負担を軽減し、安心して子どもを医療機関に受診させ、子どもを産み育てる環境を向上させるため、医療費の助成を行います。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
産婦の訪問指導実施率 保健師等による産婦への訪問指導を実施した割合	88.9% (2017年度)	100%
乳幼児健康診査の受診率 4か月児・7か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査を受診した子どもの割合	97.9% (2017年度)	100%

第2項 子ども支援の充実

身近な地域の中で安全・安心に過ごすことのできるよう子ども支援を行います。
子どもが自ら考え、主体的に活動できる環境づくりを進めます。

主な取組

《子どもの権利が保障される環境づくり》

- 「青森市子どもの権利条例」の趣旨を踏まえ、子どもの権利の普及啓発に取り組むとともに、子どもが相談できる場と意見表明し社会に参加する機会を提供し、子どもが心豊かで健やかに成長できる環境づくりを推進します。
- 地域と行政、医療、福祉、教育などの関係機関が一体となって、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応など、子どもや保護者に対し、適切な支援を行います。

《主体的に活動できる環境づくり》

- 子どもの健やかな成長のため、男女平等意識の啓発や思春期教育、食育、地域や学校における体験活動、文化芸術活動、自然とのふれあいなど、健全で多様な生活体験や交流の場と機会を提供します。

《安全・安心な子どもの居場所づくり》

- 公園などの子どもの遊び場の確保に取り組むとともに、放課後児童会や放課後子ども教室、児童館など、身近な地域において子どもが安心して過ごすことができる居場所の確保に取り組みます。
- 家庭内や幼稚園・保育所等における事故防止の取組を促進するとともに、交通事故・犯罪などの被害を受けないよう地域の安全の向上に取り組みます。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
子どもの活動拠点の利用を希望する児童の受入率 放課後児童会、放課後子ども教室、児童館などの利用を希望する児童を受け入れた割合	100% (2017年度)	100%
青森市子ども会議委員の意見表明機会の回数 青森市子ども会議委員が意見を表明する機会の回数	3回 (2017年度)	4回

第2章 ひと創り

第2節 教育の充実

現状と課題

《児童生徒数の状況》

- 2018年5月1日現在、小学校は市立45校に13,375人が、中学校は市立19校、私立2校の計21校に7,333人が通学しています。

《教育環境の状況》

- 少子化を背景とした児童生徒数の減少に伴い、複式学級を有する学校がある一方で、宅地開発等に伴い児童生徒数が増加している学校があるなど、地域によって異なる教育環境が生じています。
- 校舎の築年数が30年以上の学校が大半を占めており、学校施設等の老朽化が進行しています。

《学校教育の状況》

- 技術革新やグローバル化が進む社会の中で、これまでの教育内容・方法の改善、新しい教育内容・方法の開発等の実践により、「生きる力」を育成する次世代の学校づくりが重要となっています。
- 学校がさまざまな課題を抱える中で、地域全体で子どもの学びや成長を支えていくことや、子どもの発達や学びの連続性を保障することが重要となっています。

《子どもを取り巻く状況》

- 社会環境の変化などにより、子どもを取り巻く諸問題が多様化・複雑化しており、学習面や生活面等での不安や悩みを抱えている子どもや保護者が存在しています。
- 要保護及び準要保護児童生徒数については減少しているものの、2018年5月1日現在で、児童の19.4%、生徒の23.9%が支援を受けています。

《生涯を通じた学習の状況》

- 長寿社会の到来を見据え、高齢者を含めた全ての人々が生涯にわたって活躍し、地域の活性化に貢献していく社会の構築が重要となっています。

《青少年を取り巻く状況》

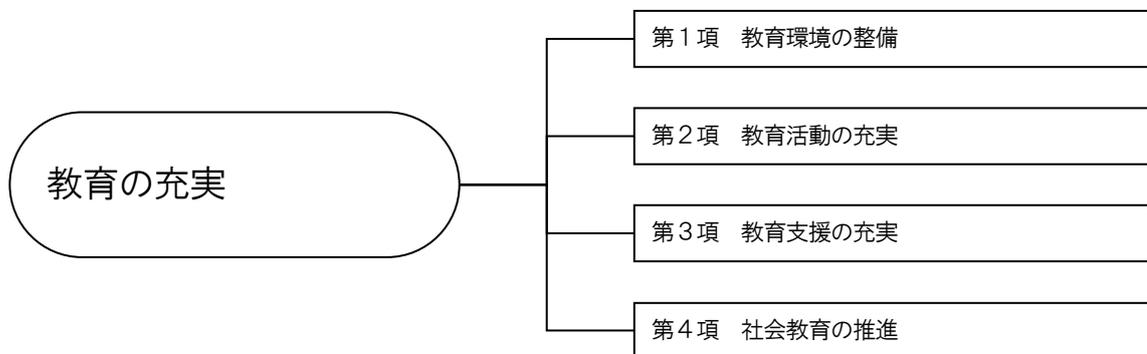
- グローバル化や情報化の進展に伴い、青少年を取り巻く社会環境が大きく変化している中で、国際社会の一員である自覚を持った人材の育成や社会生活等を営む上で困難を有する若者に対する支援が重要となっています。

基本方向

学校を取り巻く状況の変化に対応しながら、安全・快適で質の高い教育を受けることができる教育環境づくりや、学校・家庭・地域一体で子どもを育む環境づくりを進め、子どもの「生きる力」の育成を図るほか、子どもの発達や学びの連続性を保障し、全ての子どもが安心して学ぶための支援体制の充実・強化を図ります。

また、関係団体等が連携し、青少年の健全育成を支援するほか、市民誰もが生涯にわたり、知識や技能を学び、地域や社会で活かすための環境の充実を図ります。

施策の体系



第1項 教育環境の整備

少子化を背景とした児童生徒の減少など、学校を取り巻く状況の変化に対応しながら、安全・快適で質の高い教育を受けることができる教育環境づくりを進めます。

主な取組

《安全・快適で質の高い教育環境づくり》

- 少人数学級編制の小・中学校全学年への拡大を国や県に要望するほか、児童生徒一人ひとりが、一定の集団の中での活動を通じて資質や能力を伸ばすことができる適正な学校規模の確保など、多様化・複雑化する教育ニーズに応じてきめ細かな指導が行き届く望ましい教育環境の確保を図ります。
- 学校施設等の老朽化へ対応するため、計画的な改築や改修を行うとともに、適切な維持管理を行うほか、トイレの洋式化を順次進めるなど、子どもが安全・快適に教育を受けることができる環境の確保を図ります。
- 質の高い教育を実現するための学校 ICT 環境の整備など、学校を取り巻く状況の変化に対応した教材等の充実を図ります。
- 栄養バランスのとれた学校給食づくりを進めるとともに、食物アレルギー対応を継続しながら、保護者の適切な負担のもと、安全・安心で安定的な学校給食の提供に努めます。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
学校環境の整備（トイレの洋式化率） 市内公立小・中学校施設における洋便器の割合（教職員トイレを除く※文部科学省で実施している「公立小中学校施設のトイレの状況調査」に準じる）	26.2% (2017年度)	50.0%

第2項 教育活動の充実

子どもたちの確かな学力・豊かな人間性・健やかな体など「生きる力」の育成を図るため、学校・家庭・地域が一体となって、子どもを育む環境づくりを進めるほか、幼小、小中、中高間の子どもの発達や学びの連続性を保障します。

主な取組

《「生きる力」の育成》

- 全ての子どもが、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」を高めるよう、自ら問題を見つけ解決策を考えることや、自らの思いや考えを基に他者と一緒に新たなものを創造する過程を重視する授業づくりを通じて「確かな学力」の育成を図ります。
- 全ての子どもが自分の良さや可能性を十分に発揮し、自己肯定感や自己有用感を高めながら学校生活を送ることができるよう、居場所づくりと絆づくりを通じて「豊かな人間性」の育成を図ります。
- 全ての子どもの健康増進を図り、明るく豊かで活力のある生活を営むことができるよう、運動習慣及び食習慣など、食育による望ましい生活習慣づくりを通じて「健やかな体」の育成を図ります。

《学校・家庭・地域一体で子どもを育む環境づくりの推進》

- 家庭や地域に対し学校の目指す子ども像やその具現のための方針や方策、教育活動の進捗状況などを積極的に発信するとともに、家庭や地域の教育力を学校運営に活かすことなどを通じて、中学校区内の小・中学校、家庭、地域が一体で子どもの育成に取り組む体制づくりを推進します。

《質の高い教育の確保》

- 子どもの発達や地域の実態を踏まえ、幼稚園や保育園、認定こども園等と小学校の円滑な接続等に配慮するとともに、義務教育9年間の学びの内容や方法を工夫した質の高い教育ができるよう、接続する学校等の中で子どもの情報共有、新しい生活への適応を図る活動計画の作成などを通じて、小・中学校の指導体制の充実を図ります。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
学習指導への評価 市内公立小・中学校の児童生徒に対するアンケートの「学習指導」に関する項目について、「理解している」「概ね理解している」と回答した割合	91.1% (2017年度)	91.1%
保護者・地域住民との連携への評価 市内公立小・中学校の保護者に対するアンケートの「保護者・地域住民との連携」に関する項目について、「連携している」「概ね連携している」と回答した割合	92.5% (2017年度)	92.5%

第3項 教育支援の充実

子どもを取り巻く諸問題が多様化・複雑化しており、全ての子どもが安心して学ぶことができるよう、教育支援の充実を図ります。

主な取組

《いじめなどの問題行動や不登校などに対する教育支援の充実》

- 基本的な生活習慣と規範意識に基づいた行動様式を確実に身に付けさせ、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開するとともに、家庭や地域と連携し、インターネットやSNSなどの利用に関するルールづくりとその遵守を目指した情報モラルに関する指導を通じて、いじめなどの問題行動や不登校などの未然防止と早期発見・早期対応に努めます。

《特別な教育的ニーズに応じた教育支援の充実》

- 障がいのある、または疑われる子どもや学校に馴染めない子どもなどについて、学校、本人及び保護者に対する教育相談、学校訪問や研修講座等を通じて、子ども一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、個別の指導計画や教育支援計画を作成するなど、指導や支援の充実を図ります。
- 子どもの生活上の悩みの軽減・解消ができるよう、学校訪問や研修講座を通じて、スクールカウンセラーや相談機関等の積極的活用も含めた学校の教育相談体制の充実を図ります。

《平等な教育機会の提供》

- 要保護及び準要保護児童生徒などの保護者の経済的な負担軽減や奨学金の貸付など、児童生徒・学生の誰もが就学・修学できる環境づくりを進めます。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
いじめ防止対策への評価 市内公立小・中学校の保護者に対するアンケートの「いじめ防止対策」に関する項目について、「対応している」「概ね対応している」と回答した割合	88.4% (2017年度)	90.0%

第4項 社会教育の推進

誰もが生涯にわたり、興味や必要に応じて、知識や技術を学び、地域や社会で活かすための環境の充実を図ります。

国際社会の一員である自覚を持ったグローバルな人材を育成するとともに、学校・家庭・地域や関係団体等が連携し、青少年の健全育成を支援します。

主な取組

《生涯を通じた学習活動と学習成果を活かす環境の充実》

- 地域やNPOなどとの連携を図りながら、各地域における課題などに対応した社会教育活動の実施や情報発信の充実に取り組むほか、子どもから高齢者まで幅広い対象者や時代のニーズに即した学習機会の充実を図ります。
- 社会教育に関する専門知識を有する人材の育成・活用のほか、本市の歴史や文化、産業などに触れることのできる講座の開催などを通じて、本市への理解を深め、郷土愛を育むことのできる機会の充実を図ります。
- 市民センターや公民館、図書館などにおいて、市民が主体的に学習できる場所や各種講座の受講機会を提供するなど、誰もが興味や必要に応じて学ぶことができる環境の充実を図るとともに、学習成果を発表できる場の提供や、地域や社会で活かすことのできる学習体制の構築など、地域に根ざした学習活動拠点づくりを進めます。

《多様な主体との連携》

- 大学などによる公開講座の開催や、民間の指導者や大学生などの講師としての活用、関係団体の育成、学校・家庭・地域の連携・協働体制の構築など、多様な主体との連携による豊かな学習機会の提供を図ります。

《青少年の健全育成支援》

- 国際社会の一員であることを自覚し、異文化に対する理解や豊かなコミュニケーション能力を持った人材を育成するため、国際的な交流機会の充実を図ります。
- 青少年の健全育成を支えるため、体験活動の充実や、学校・家庭・地域や関係団体と連携して多様な学びの機会の充実を図ります。
- 若者の社会参加につながる企画や環境づくりを進めるとともに、教育、福祉、雇用などさまざまな分野の機関の連携により、社会生活上の困難を抱える若者の支援体制の充実を図ります。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
市民1人が1年間に図書館や市民センター等の施設を利用した回数 各年度における市民図書館、青森地区市民センター、浪岡地区公民館、細野山の家の利用者の合計を本市の人口で除した数	4.9回 (2017年度)	4.9回

第2章 ひと創り

第3節 スポーツの推進

現状と課題

《地域スポーツの状況》

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、2022年北京冬季オリンピック・パラリンピック競技大会のほか、2025年には第80回国民スポーツ大会が青森県で開催されるなど、今後、本市でも、スポーツに対する関心が高まっていくものと考えられます。
- 本市を活動拠点とするプロスポーツクラブ等の活動が盛んになっており、スポーツ人口の拡大に向けて、市民一体となって応援する機運を醸成することが重要となっています。
- スポーツと地域資源を活用することにより、地域活性化につなげようとする取組が全国で広がってきています。

《スポーツ環境の状況》

- 市民の健康増進や体力向上のほか、余暇時間の増大やライフスタイルの変化などに伴うスポーツ活動に対するニーズの多様化に対応するため、子どもから高齢者、障がいのあるかたなど、誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境づくりが重要となっています。
- 本市は、市民体育館や屋内グラウンド、スポーツ広場、浪岡総合公園など、スポーツに親しめる環境は充実しているものの、施設の老朽化への対応や、人口減少をはじめとする社会環境の変化や市民ニーズなどに応じた機能整備が重要となっています。

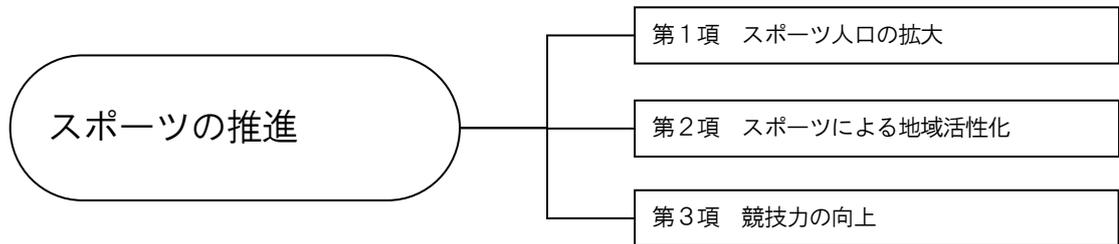
《競技力の状況》

- ジュニア層においては、サッカー、バドミントンなどの競技で、全国トップレベルの競技力を有しています。
- 国内外の大規模な大会等において、本市出身、本市ゆかりの選手が活躍することは、スポーツへの関心などを高め、スポーツ人口の裾野拡大につながることから、ジュニア層の競技力向上に向けた取組や指導者の確保が重要となっています。

基本方向

年間を通じて、市民誰もがスポーツに親しめる環境づくりを進めることで、本市のスポーツ人口を増加させるとともに、スポーツを通じた交流人口の拡大により、地域活性化を図ります。また、官民連携により、選手の育成と指導者の確保を進めることで、競技力の向上を図ります。

施策の体系



第1項 スポーツ人口の拡大

スポーツ人口の増加に向け、年間を通じて、市民誰もがスポーツに親しめる環境づくりを進めます。

主な取組

《誰もがスポーツに親しめる環境づくり》

- 各種スポーツ大会や市民ニーズに応じたスポーツ教室の開催をはじめ、子どもの頃からの体力向上と健康増進を図る環境の充実など、子どもから高齢者、障がいのあるかたなど、誰もが気軽にスポーツ活動に参加できる機会の充実や参加しやすい環境づくりを進めます。
- 積雪寒冷地である本市の地域特性を活かし、市民が気軽にスキーやカーリングなどのウィンタースポーツに親しむことができる環境の充実を図ります。
- 利用者の目線に立ったスポーツ施設の運営のほか、「総合型地域スポーツクラブ」をはじめとした団体の活動内容などに関する情報発信を通じて、市民がスポーツ活動に取り組みやすい環境づくりを進めます。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
スポーツ施設利用者数 市の体育施設利用者数	877,729 人 (2017年度)	974,360 人

第2項 スポーツによる地域活性化

地域活性化に向けて、スポーツを通じた交流人口の拡大を図ります。

主な取組

《スポーツを通じた交流人口の拡大》

- 市及び関係団体等からなる組織「(仮称)スポーツコミッション青森」が中心となって、スポーツツーリズムの推進、大会開催・合宿誘致、地元チームへの支援、指導者の地元定着を図るほか、スポーツ情報の発信やワンストップ窓口による相談体制の充実など、官民一体となった取組を進めます。
- 市民のスポーツへの関心を高めるため、本市を活動拠点とするバスケットボールやサッカーなどのプロスポーツクラブ等の活動を支援します。
- 各種スポーツ大会やプロスポーツイベントのほか、オリンピック・パラリンピック事前合宿をはじめとした国内外のスポーツ合宿の誘致を進め、トップレベルの選手と交流できる機会の創出や交流人口の拡大を図ります。
- 市民の健康づくりとスポーツ振興、更には交流人口の拡大等により経済効果を獲得することを目的に、老朽化した市民体育館の建替えとして、また、多様な催事が開催可能な交流拠点として、青森操車場跡地へアリーナの整備を進めます。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
市内で開催されたスポーツ大会数（東北大会以上） 市内で開催された東北大会以上のスポーツ大会の数	26 大会 (2017 年度)	32 大会
市内で開催された地域のプロスポーツクラブ等の試合の観客数 地域のプロスポーツクラブ等である青森ワッツ、ラインメール青森FCの市内で開催された試合の観客数	31,061 人 (2017 年度)	33,000 人

第3項 競技力の向上

競技力の向上を図るため、官民連携により、選手の育成と指導者の確保を進めます。

主な取組

《指導者の確保》

- 各種競技団体や関係機関と連携し、各種講習会をはじめ、スポーツ推進委員の活用や競技団体の指導体制の充実などを通じて、障がい者スポーツを含め、優秀な指導者の発掘・育成を図ります。
- 子どもが、けがや事故なく安全・安心にスポーツに取り組めるよう、指導者等に対して、スポーツ医科学に関する知識の普及啓発を図ります。

《選手の育成》

- スポーツ少年団の活動や小・中学生及び高校生を対象としたスポーツ大会の支援など、競技人口の裾野拡大とジュニア層の強化を図ります。
- 関係団体と連携し、2025年に青森県で開催される第80回国民スポーツ大会をも見据え、選手の育成を支援するとともに、優れた成績を収めた選手及び競技団体の努力を称え表彰します。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
スポーツ賞・スポーツ奨励賞の受賞者数（個人競技） 個人競技でのスポーツ賞・スポーツ奨励賞受賞者数	109人 (2018年度)	119人
スポーツ賞・スポーツ奨励賞の受賞団体数（団体競技） 団体競技でのスポーツ賞・スポーツ奨励賞受賞団体数	18団体 (2018年度)	27団体

第2章 ひと創り

第4節 文化芸術の推進

現状と課題

《文化芸術活動の状況》

- 価値観の多様化などに伴い、豊かな人間性や創造力を育む文化芸術への関心が高まっています。
- 市民の文化芸術活動については、高齢化の進展、人口減少などを背景に、次世代の文化芸術の担い手不足が懸念されています。
- 本市は、文化会館や市民ホールなど、文化芸術に関する活動や鑑賞ができる環境が整っています。

《文化芸術資源の状況》

- 本市は、ねぶた、棟方志功画伯に代表される版画など、次世代に継承すべき有形・無形の文化芸術資源に恵まれています。
- 無形民俗芸能・伝統芸能を継承する人材及び団体が減少しています。

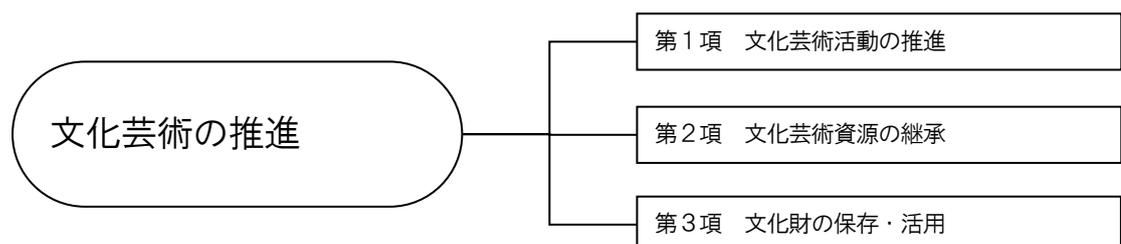
《文化財の状況》

- 本市には、世界に誇る縄文遺跡等の史跡や出土品、歴史民俗資料などの貴重で価値ある文化財が数多く伝えられており、適切な保存・管理とともに、観光資源としての活用が重要となっています。

基本方向

市民が文化芸術に身近に触れ合うことができる環境づくりを進めるとともに、文化芸術に対する子どもたちの関心を喚起することや後継者の育成を図ることで、次世代へ継承します。また、文化財を適切に保存・管理していくとともに、観光資源として活用を図ります。

施策の体系



第1項 文化芸術活動の推進

市民が文化芸術に身近に触れ合うことができる環境づくりを進めます。

主な取組

《文化芸術に身近に触れ合う環境づくり》

- 市民や文化芸術団体等と連携し、文化芸術活動への支援を図るとともに、市民が創作・創造の場に参加できる機会を確保します。
- 市民に質の高い文化芸術を鑑賞する機会を提供するとともに、小・中学生を対象とした芸術教室や発表会の開催などを通じ、子どもたちの文化芸術への興味・関心を高めます。
- 文化会館や市民ホールなどの文化施設は、気軽に練習や発表、交流をすることができる文化芸術活動の拠点となっており、施設の特徴を活かした活用を図ります。また、本市の文化芸術に関する情報を集め、情報発信するなど文化芸術活動に取り組みやすい環境づくりを進めます。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
市民1人が1年間に文化施設を利用した回数 各年度における文化施設（文化会館、市民ホール、市民美術展示館、合浦亭、中世の館）の利用者の合計を本市の人口で除した数	1.9回 (2017年度)	2.0回

第2項 文化芸術資源の継承

文化芸術に対する子どもたちの関心を喚起するとともに、後継者の育成を図り、次世代へ継承します。

主な取組

《文化芸術の継承》

- 市が所蔵する版画などの美術品の展示や地域の多様な主体によって行われる、ねぶたをはじめとする文化芸術に関する活動を通じて、特に将来の担い手である子どもたちが、文化芸術によって生み出される多様な価値に触れる機会の充実を図ります。

《民俗・伝統芸能の継承》

- 無形民俗芸能・伝統芸能保存団体等の活動・発表機会を提供し、効果的に情報発信するとともに、継承活動及び後継者の育成・確保について支援します。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
文化芸術資源を活用した事業に子どもが参加した割合 各年度における文化芸術資源を活用した事業への市内小・中学生の参加者数の合計を本市の児童生徒数で除した数	21.1% (2017年度)	24.1%

第3項 文化財の保存・活用

文化財を適切に保存・管理していくとともに、観光資源として活用を図ります。

主な取組

《文化財の適切な保存・管理》

- 本市が所管する高屋敷館遺跡や浪岡城跡などの史跡をはじめ、埋蔵文化財包蔵地からの出土品や歴史民俗資料等を適切に保存・管理するとともに、魅力的な展示に努めます。
- 市内の埋蔵文化財包蔵地を保護するため、土木工事等に伴う事前協議及び発掘調査を実施します。

《観光資源としての活用》

- 「北海道・北東北の縄文遺跡群」として早期の世界遺産登録を目指している、三内丸山遺跡や小牧野遺跡をはじめとする貴重な文化財の価値や魅力について、観光面も考慮した活用を図るとともに、関係自治体との連携を図りながら国内外に向けた情報発信に努めます。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
文化財を展示及び活用した施設の入館者数 文化財を展示及び活用した各施設の入館者数の合計	48,377人 (2017年度)	49,600人

白紙ページ

第3章 まち創り

白紙ページ

第3章 まち創り

第1節 地域内連携・広域連携の推進

現状と課題

《地域コミュニティの状況》

- 地域活動を支える担い手が不足しており、また、地域課題も多様化・複雑化していることから、その解決は、地域だけ、行政だけでは対応が困難となっています。

《基礎的自治体のおかれている状況》

- 人口減少・少子高齢社会の中、地域活力の維持・確保や地域経済を活性化させていくためには、個々の市町村での取組だけでは難しくなっています。

《国際・国内交流の状況》

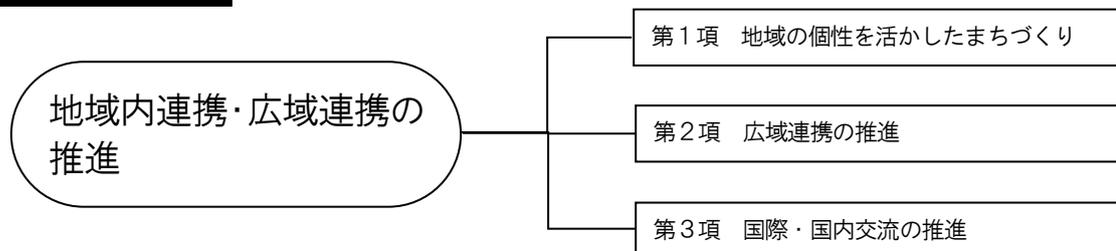
- 国内外の友好交流都市をはじめとする都市間・地域間の連携を深め、さまざまな分野における交流を通じて、地域の活性化や誘客促進につなげていくことが重要となっています。
- 本市の気候や地理的条件等を理由に、本市は移住先として選択されにくい傾向にあります。

基本方向

若い世代をはじめとした地域活動の担い手の育成を支援するとともに、市民や町会等の地域コミュニティ、ボランティア、NPOをはじめとする市民活動団体など多様な主体の連携・協働により、多様化・複雑化する地域課題の解決を図り、地域の個性を活かしたまちづくりを進めます。

また、生活圈や経済圏が密接に結びつく地域や共通の資源を持つ近隣地域との広域連携を推進することで、地域活力の維持・向上を図るとともに、青函交流をはじめとした国内外の都市との交流を推進します。

施策の体系



第1項 地域の個性を活かしたまちづくり

若い世代をはじめとした地域活動の担い手の育成を支援するとともに、行政のみならず、多様な主体の連携・協働により、多様化・複雑化する地域課題の解決を図り、地域の個性を活かしたまちづくりを進めます。

主な取組

《地域活動の担い手育成》

- 地域に暮らす住民の安全・安心や暮らしやすさの維持・向上を図るため、若い世代をはじめとした地域活動の担い手の育成と参加を促進します。
- 町(内)会をはじめとする地域活動団体の法人化や、市民活動団体の設立に向けた取組への助言・情報提供など、地域において活動する団体や組織の育成を進めるとともに、行政をはじめ、各種団体間の連携を促進します。

《地域コミュニティ活動の支援》

- 地域の祭りや行事など、世代やライフスタイルの違いを超え、地域住民が集い、共に活動できる場づくりや環境づくりに対する支援を通じ、地域への誇りや愛着を醸成し、地域コミュニティによるつながりを強める活動を促進します。
- 地域の特性やニーズに応じ、地域が所有・管理する市民館の整備やコミュニティ活動に対する支援などを通じ、地域の実情に応じた、地域コミュニティ活動の活性化を促進します。

《多様な主体の連携・協働》

- 市民、町(内)会、各種団体などと行政が連携・協働するとともに、行政をはじめ、市民やボランティア、NPO、民間企業、大学など、地域における多様な主体が共にまちづくりに取り組む環境づくりを進めます。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
市民活動団体との連携事業数 市が市民活動団体と連携して実施した事業数	30 件 (2017 年度)	36 件

第2項 広域連携の推進

人口減少社会において、地域活力の維持・向上を図るため、生活圏や経済圏が密接に結びつく地域や、共通の資源を持つ近隣地域との広域連携を推進します。

主な取組

《地域活力の維持向上に向けた連携》

- 産業経済、都市サービス、生活関連サービスなど、幅広い分野において、生活圏や経済圏が密接に結びつく近隣市町村との連携した取組を更に進めます。
- 陸奥湾沿岸の市町村と環境、経済、観光団体等が一体となって、環境保全活動、陸奥湾の自然や資源を活かした産業・観光振興の取組を進めます。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
広域連携の事業数 市が近隣市町村等と連携して実施した 事業数	12件 (2018年度)	22件

第3項 国際・国内交流の推進

青函交流をはじめとした国内外の都市や地域との交流を推進します。

主な取組

《国際・国内交流の推進》

- ツインシティの盟約を結ぶ函館市と、経済、観光、スポーツ、文化等の分野における一層の交流を推進することにより、両市の更なる活性化と一体的な発展を図ります。
- 友好都市である屋久島町や縄文遺跡を有する都市等と、地域資源を活用した交流を推進します。
- これまで築き上げてきた中華人民共和国・大連市などの海外友好交流都市とのネットワークを活かし、経済・文化・観光など、交流の効果を明確にした交流を推進します。
- 市民が気軽に国際交流活動に参加できる環境づくりに向け、市民活動団体の自主的な活動を支援するとともに、社会・経済をはじめとした各種分野における国際化・グローバル化の推進に対応した地域づくりを進めるため、市民の国際交流・国際理解の意識の醸成、交流機会の創出を図ります。

《移住・定住の促進》

- 本市に関心を持ち、継続的に関わる「関係人口」の拡大に取り組みます。
- 移住希望者に対し仕事や暮らしなど移住に関する情報を効果的に発信するとともに、移住相談体制の充実を図ります。
- 移住体験など移住希望者のニーズに応じた体験機会の充実を図るとともに、移住者が地域との関わりを持ちながら、多様な分野で活躍できるよう受入環境の整備を進めます。
- ふるさと青森への回帰に向け、国、県、関係団体と連携したUターン等希望者への就職支援や就農支援など、支援の充実を図ります。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
国際交流事業の参加者数 市が関わっている各種国際交流事業への参加者数	1,343 人 (2017 年度)	1,452 人
国内交流事業の参加者数 市が関わっている各種国内交流事業への参加者数	2,053 人 (2017 年度)	2,063 人
本市への移住者数 県または市の移住相談窓口等を通じて本市へ移住した人数	17 人 (2017 年度)	42 人

第2節 安全・安心な市民生活の確保

現状と課題

《交通事故の状況》

- 近年、交通事故の発生件数自体は減少傾向となっているものの、高齢化の進展に伴い、高齢者が被害者または加害者となる事故が顕著となっています。

《防犯対策の状況》

- 刑法犯認知件数は減少してきているものの、犯罪の巧妙化・悪質化による被害が社会的な問題となっています。
- 地域の安全・安心を守る地域防犯活動団体の担い手の減少・高齢化が進んでいます。

《消費生活の状況》

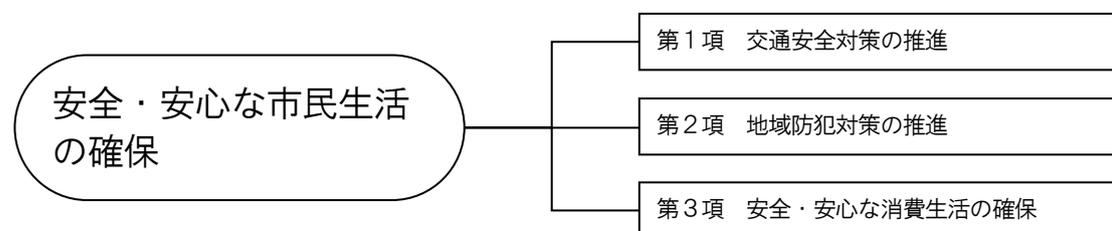
- 悪質商法などの消費生活に関するトラブルが高度化・多様化しており、年間 1,300 件以上の消費生活相談があります。

基本方向

幼児から高齢者までの各世代に応じた交通安全意識の啓発と市民の参加・協働による交通安全活動を推進するとともに、交通安全施設等の充実を図ります。

また、地域防犯活動団体の担い手を確保するとともに、防犯に関する広報活動や警戒活動等を展開し、地域の防犯意識の高揚を図るほか、消費者の安全・安心の確保のため消費者教育・啓発活動を推進します。

施策の体系



第1項 交通安全対策の推進

幼児から高齢者までの各世代に応じた交通安全意識の啓発と市民の参加・協働による交通安全活動を推進するとともに、交通安全施設等の充実を図ります。

主な取組

《交通安全意識の普及啓発》

- 地域・学校・関係団体などと連携を図り、効果的な機会を捉えながら、幼児から高齢者までの各世代に応じた啓発活動を展開し、交通安全意識の普及啓発を図ります。
- 高齢者が被害者または加害者となる交通事故の減少に向け、高齢者に対する交通安全指導をはじめとする安全対策の充実を図るとともに、加齢や病気などを理由に運転に不安を感じる人などが自主的に返納することができる、「運転免許自主返納制度」の周知を図ります。
- 交通事故による被害を最小限に抑えるため、シートベルト及びチャイルドシートに関する正しい知識や認識の普及啓発を図ります。
- 自転車利用者による交通事故を防止するため、「自転車は、車道が原則、歩道は例外」などの自転車安全利用五則に基づき、自転車利用者の交通ルールの遵守、マナー向上を図ります。

《交通安全活動の推進》

- 市民や事業者、行政などが連携し、市民が主体となる交通安全運動を推進します。
- 子どもと高齢者を交通事故から守るため、地域と行政が連携した交通安全活動を促進します。

《交通安全施設等の充実》

- 関係機関・団体などと連携し、信号機やロードミラーをはじめとする交通安全施設などの必要性に応じた整備の促進を図ります。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
交通安全運動参加者数 交通安全運動に参加した市民の人数及び啓発した市民の人数	15,526人 (2017年度)	16,000人
交通事故による死傷者数 交通事故による年間の死傷者数	914人 (2018年)	810人

第2項 地域防犯対策の推進

地域防犯活動団体の担い手を確保するとともに、防犯に関する広報活動や警戒活動等を展開し、地域の防犯意識の高揚を図ります。

主な取組

《地域防犯意識の高揚》

- 地域内での効果的な防犯対策などの情報共有を通じ、注意を喚起するなど、地域の防犯に関する広報活動や警戒活動を展開します。
- 地域住民相互の声掛けや見守りなど、自主的な防犯活動を行う地域団体や町(内)会の活動を促進します。

《地域防犯体制の充実》

- 防犯灯の設置・管理などにより、地域の防犯対策を支援するとともに、地域や事業者、行政が連携した防犯体制を構築します。
- 広報活動や警戒活動等の地域安全活動を行っている地域防犯活動団体を支援します。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
犯罪発生件数 刑法犯の認知件数	1,063件 (2018年)	1,000件

第3項 安全・安心な消費生活の確保

消費者教育・啓発活動を推進するとともに、消費者の安全・安心の確保を図ります。

主な取組

《消費者の安全・安心の確保》

- 消費者団体の活動を支援するほか、市民向けの講座などによる知識の普及を通じ、消費者が自らトラブルを回避できるよう、啓発活動を進めます。
- 消費生活に関するトラブルの事例や対策、注意を要する点など、きめ細かい情報を広報紙や市ホームページなどの各種広報媒体で周知するなど、適時適切な情報提供を進めます。
- 青森市民消費生活センターにおいて、トラブルの解決に向けた的確な助言を相談者に行うほか、必要に応じて、事業者とのあっせんや他の機関を紹介するなど、消費生活相談を実施します。
- 多様化・複雑化する消費者問題に対応し、消費者の安全・安心の確保に向けて、地域におけるきめ細かな対応等、消費者団体や関係機関などとの連携強化を図ります。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
啓発事業などへの参加者数 消費生活に関する各種啓発事業に参加した市民の人数及び啓発した市民の人数	3,403人 (2017年度)	4,000人

第3節 ユニバーサル社会の形成

現状と課題

《男女共同参画の状況》

- 仕事や家庭、地域生活などにおける個人の活動や生き方が多様化する中で、性別による固定的な役割分担意識の解消に向け、男女共同参画意識の醸成を進めていくとともに、職場等における男女共同参画への理解を促進し、女性の一層の社会参画を図っていくことが重要となっています。

《互いを尊重し支え合う社会の状況》

- 誰もが互いを尊重し、支え合い、地域で安心した暮らしができる環境づくりが重要となっています。
- 本市には、外国の国籍のかたが約1,000人居住しており、また、近年の外国人観光客の増加などにより、まちで外国人を見かけることや、学校・地域社会でも異文化に接する機会が増えています。
- 本市に在住する全ての人々が、互いの文化や習慣の違いを認め合い、共に生きる多文化共生のまちづくりを進めることが重要となっています。
- 近年、DV、児童虐待及びインターネット上のいじめなどが増加傾向にあります。

《平和意識の状況》

- 戦争を知る世代が減少する中で、平和意識の醸成を図るとともに、青森空襲があったという事実を風化させないため、平和の大切さを継承していくことが重要となっています。

基本方向

全ての人々が互いに支え合いながら対等に参画できる、男女共同参画社会の形成を促進します。また、年齢、国籍、障がいの有無等に関係なく、誰もが社会の一員として互いを尊重し、認め、支え合い、共に生きる社会の形成を図るとともに、平和の尊さを若い世代に伝えていきます。

施策の体系

ユニバーサル社会の
形成

第1項 男女共同参画の推進

第2項 互いを尊重し支え合う社会の形成

第3項 平和意識の醸成

第1項 男女共同参画の推進

全ての人々が互いに支え合いながら対等に参画できる、男女共同参画社会の形成を促進します。

主な取組

《総合的かつ計画的な推進》

- 男女共同参画社会の実現を図るため、「青森市男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

《男女共同参画意識の醸成》

- 男女共同参画プラザ「カダール」や働く女性の家「アコール」を拠点に、情報発信や啓発活動を行うとともに、「アンジュール」などの情報誌をはじめとする多様な媒体を通じて、男女共同参画に関する理解を促進します。
- 幼児・義務教育や家庭教育などを通じて、子どもの頃からの男女共同参画意識を育みます。
- 誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等に係る個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるようワーク・ライフ・バランスの意義を周知するとともに、その実現に向け企業や各種団体に働きかけを行います。
- 女性の採用・登用などの積極的な取組(ポジティブ・アクション)について、関係機関と連携し企業や各種団体に働きかけを行います。

《男女共同参画に向けた支援》

- 男女共同参画の推進に取り組む団体との連携のもと、社会活動における男女共同参画の促進を図るため、男女共同参画プラザ「カダール」や働く女性の家「アコール」において、各種情報や活動の場を提供するなど、活動団体を支援します。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
市の附属機関における女性委員の割合 法律または条例の定めにより設置された市の附属機関の委員に占める女性の割合	20.03% (2018年4月現在)	30.0%

第2項 互いを尊重し支え合う社会の形成

年齢や国籍、障がいの有無等に関係なく、誰もが社会の一員として互いを尊重し、認め、支え合い、共に生きる社会の形成を図ります。

主な取組

《ノーマライゼーション・人権擁護の推進》

- 障がいのある人とない人が交流することができる機会の確保や、小・中学生を対象とした「福祉読本」の活用、人権啓発に関するリーフレットの配布などを通じた啓発活動により、ノーマライゼーション理念と人権意識の普及啓発を図るとともに、人権擁護委員による人権相談窓口を開設し、市民の人権擁護に努めます。
- 子ども・高齢者・障がい者に対する虐待及びインターネット上のいじめ、配偶者などへの暴力、性的マイノリティに関する理解不足など、多様化する人権問題に適切に対応するため、関係機関と連携し、人権意識の普及啓発を図るとともに、相談体制の充実を図り、あらゆる暴力を許さない環境づくりを推進します。
- 高齢者や障がい者などが安全かつ快適に暮らすことができるよう、日常生活圏などのバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を推進します。
- 外国人住民に対する市民サービスや防災情報などの多言語化をはじめとする生活支援や、地域活動の情報提供などを通じた社会参加の促進を行うことにより、外国人住民が地域社会の構成員として安心して暮らせる環境づくりを推進します。
- 市民に対する多文化共生の意識啓発を行うとともに、市民団体や関係機関と連携して実施するイベントなどを通じ、外国人住民との交流促進を図ります。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
地域における交流事業開催数 障がい者の支援を行っている地域活動支援センター施設開放（交流事業）の開催数	364回 (2018年度見込み)	409回

第3項 平和意識の醸成

平和の尊さを、市民、特に若い世代に伝えていきます。

主な取組

《平和意識の普及啓発》

- 「非核・平和のまち宣言」及び「平和都市宣言」に込められた平和への決意・願いを具現化し、次世代に平和の大切さを継承していくために、継続的に平和施策に取り組みます。
- 先の大戦の戦没者を悼む機会などを通じて平和の尊さを市民に伝え、関係団体と連携しながら平和意識の醸成を図ります。
- 学校での平和に関する学習とともに、本市と同じように戦争で被害を受けた身近な東北の都市へ中学生を派遣し、平和への取組を肌で感じてもらうことで、平和の尊さに対する子どもたちの理解を深めます。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
平和関連事業に参加した中学校の割合 平和・防災学習に参加したことの ある市立中学校の割合	21.1% (2018年度)	100%

第4章 やさしい街

白紙ページ

第1節 保健・医療の充実

現状と課題

《健康づくりの状況》

- 本市の平均寿命は、2015年では男性78.9歳、女性85.7歳と、ともに全国市区町村の中でも依然下位に位置する状況にあります。
- 三大死因である、がん、心疾患、脳血管疾患による死亡率、及び糖尿病による死亡率が、全国と比較して高い状況で推移しています。
- 本市の自殺による死亡率は、全国と比較して高い状況でしたが、2007年から減少傾向にあり、2017年は16.3と全国と同程度となっています。年齢別では、男性では働き盛り(35～64歳)世代、女性では60歳以上の割合が多い状況にあります。
- 難病に関する相談件数は、2016年が216件、2017年が262件と増加しています。

《感染症対策の状況》

- 感染症の予防やまん延防止に向けて、迅速かつ的確に対応することが重要となっています。
- 本市の結核罹患率は、東北地方の中でも高い状況にあり、結核患者の約7割は65歳以上のかたで占められています。

《地域医療の状況》

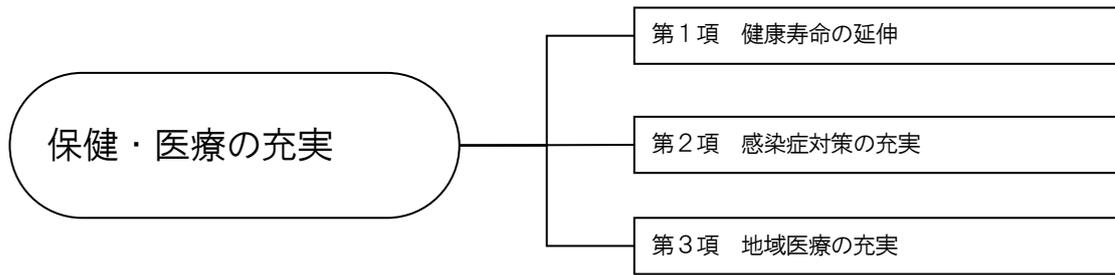
- 二次救急医療機関で軽症者や初期救急患者が受診している実態があります。

基本方向

市民の更なる健康寿命の延伸に向け、市民総ぐるみでヘルスリテラシーの向上を図り、生活習慣病の予防と各種健康診査・がん検診等の受診率向上等に戦略的に取り組むとともに、自殺の予防を含めたこころの健康づくりを進めます。

また、感染症の予防とまん延防止対策を進めるとともに、必要なときに安心して適切な医療を受けることができる環境づくりを進めます。

施策の体系



第1項 健康寿命の延伸

市民の更なる健康寿命の延伸に向け、市民のヘルスリテラシーの向上を図り、生活習慣病の予防と各種健康診査・がん検診等の受診率向上等に戦略的に取り組むとともに、自殺の予防を含めたこころの健康づくりを進めます。

主な取組

《市民のヘルスリテラシーの向上》

- 市民の更なる健康寿命の延伸に向け、保健・医療の関係団体、地域関係団体、学校、企業・事業所、行政等が連携し、地域・職域で健康づくりを推進する人材の育成等を図りながら、市民総ぐるみの健康づくり運動を推進します。
- 医師や歯科医師、薬剤師、保健師、栄養士などによる健康教育や、健康づくりを推進する人材等と連携した健康づくり活動を通じ、ヘルスリテラシーの向上を図ります。

《生活習慣病の予防》

- がん、高血圧、肥満・糖尿病、喫煙等、市民の健康に影響を及ぼす要因について、健康データ等の分析から健康課題を見える化し、体系的な予防戦略に取り組みます。
- 糖尿病などの生活習慣病の発症予防と重症化予防に向け、健康診査等の結果を正しく理解し、生活習慣改善に向けセルフケアができるよう、わかりやすい保健指導を行うとともに、市医師会等と連携のもと、糖尿病重症化リスクの高い医療機関未受診者等を早期に医療機関の受診につなぐ保健指導を行います。
- 市民が子どもの頃から生涯を通じて健康的な食習慣づくりに主体的に取り組めるよう、地域における食生活改善のための取組の支援や、飲酒に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、食生活改善の推進に携わる人材の育成を通じて、バランスのとれた食の普及啓発を推進します。
- 市民の主体的な運動習慣づくりを促進し、身近な地域で気軽に運動に取り組める機会づくりや健康づくりを推進する人材等による運動の場づくりへの支援を行うとともに、専門的指導のもと、体力等に応じたトレーニング環境を提供します。
- 生涯を通じた歯・口腔の健康づくりを進めるとともに、生活習慣病予防のための歯周病対策を進めます。
- たばこの害と健康への悪影響に関する正しい知識の普及啓発を進め、職域等と連携した禁煙支援を強化するとともに、関係団体等と連携し、受動喫煙防止対策を推進します。

《各種健康診査・がん検診等の受診率の向上》

- メタボリックシンドロームを予防し、生活習慣の改善を図るため、特定健康診査の重要性を啓発し、受診率の低い地区や未受診者、特定の年齢などにターゲットを絞った受診勧奨により受診率向上を図ります。

- がんの早期発見・早期治療を図るため、各種がん検診の重要性と必要性について啓発を進め受診勧奨を行うとともに、がんの好発年齢などにターゲットを絞った受診勧奨により、受診率向上を図ります。また、要精密検査者に対する受診勧奨を徹底します。
- 市民主体の健康づくり活動を通じた健診・検診の受診勧奨や、事業者等と連携し健診・検診受診の啓発を図るとともに、各種健康診査とがん検診のセットの健診や土日の健診・検診の実施など、受診しやすい環境づくりを推進します。

《こころの健康づくり》

- こころの健康を保つため、市民が自身のこころの健康に関心を持ち、上手にセルフケアができるようストレスへの対処法等について広く情報提供を行います。
- 自殺予防に対する正しい知識の普及啓発を行うとともに、ゲートキーパーの役割を担う人材の確保や、相談窓口の周知、相談支援の充実を図ります。
- 精神保健福祉士や保健師を関連窓口に配置するなど、市民がより身近なところで精神保健福祉に関する相談ができる体制の充実を図ります。

《難病患者の支援》

- 難病に関する理解を深めるため、関係機関・団体と連携し、正しい知識の普及啓発を進めるとともに、難病患者や長期にわたり療養を必要とするかた、その家族の療養上の不安の軽減を図るため、専門医による医療相談や保健師等による訪問指導など、相談支援体制の充実を図ります。
- 難病患者などが地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉などの関係機関と連携し支援します。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
がんの標準化死亡比（男性） 全国水準（100）と比較した本市のがんの死亡比	124.7 (2016年)	118.9
がんの標準化死亡比（女性） 全国水準（100）と比較した本市のがんの死亡比	122.2 (2016年)	110.3
特定保健指導対象者の減少率 メタボリックシンドローム該当者及び予備群者の減少の割合（2008年度比）	△28.1% (2017年度)	△25.0%
特定健診受診者の喫煙率 特定健診受診者のうち喫煙している者の割合	13.7% (2017年度)	9.7%
自殺による死亡率 人口10万人当たりの自殺者数 全国 16.4（2017年）	16.3 (2017年)	14.8

第2項 感染症対策の充実

感染症の予防とまん延防止対策を進めます。

主な取組

《感染症の予防対策》

- 結核の予防及びまん延の防止のため、結核の正しい知識の普及啓発を推進するとともに、結核の定期健康診断を実施します。
- 年齢に応じた各種定期予防接種を実施し、感染症の予防を推進します。
- 感染症の予防に対する知識の普及啓発を図るため、健康教育や研修会などを実施します。

《感染症のまん延防止対策》

- 感染症の検査・検診を実施し、早期発見・早期治療につなげ、まん延防止に努めます。
- 感染症が発生した場合には、医療機関などとの連携のもと、発生状況やまん延の状態などを把握し、適時適切な情報提供を図り、迅速かつ的確な対応に努めます。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
結核罹患率 人口10万人当たりの結核発病者数 全国 13.3 (2017年)	13.1 (2017年)	10.0
麻疹・風しん予防接種の接種率 第2期予防接種を受けた子どもの割合	95.1% (2017年度)	95.0%

第3項 地域医療の充実

必要なときに安心して適切な医療を受けることができる環境づくりを進めます。

主な取組

《持続可能な医療体制の構築》

- 県と連携し、県内自治体病院への勤務を条件として、弘前大学医学部入学生の修学を支援するとともに、高等看護学院での看護師の育成などを通じ、医療従事者の育成・確保対策を推進します。
- 青森市民病院や浪岡病院をはじめとした各医療機関相互の役割分担と連携強化のもと、患者の状態に応じた医療サービスが提供できる医療体制の構築を進めます。
- 青森市民病院については、地域の中核病院として、地域医療支援病院やがん診療連携推進病院などの役割を果たすとともに、急性期病院としての医療機能を維持・強化することで、自立した経営を行えるよう、経営改善に取り組みます。
- 老朽化が進んでいる浪岡病院については建替えを行い、救急告示病院としての役割や現在の診療科を維持するとともに、在宅療養支援病院として在宅医療を推進します。
- 輸血用血液の将来にわたる安定的な確保に向け、献血のPR活動や、若年層に対する献血への深い理解と積極的な参加を促すための啓発活動を推進します。

《適時適切な受診行動ができる環境づくり》

- 市民が適時適切な受診行動を取れるよう、休日や夜間における救急医療施設など、医療機関情報の提供を推進します。
- 市の医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携により、在宅医療の推進を図るとともに、初期医療を担う、かかりつけ医の普及啓発のほか、かかりつけ薬局の活用を進めます。

《救急医療体制の充実》

- 市医師会との連携・協力のもと、休日・夜間の急病センターにおける初期救急医療を推進します。
- 入院救急医療を担う病院群輪番制の適切な運用のほか、初期救急医療から三次(救命)救急医療へと適切に連携できる体制の充実を図ります。
- 応急手当やAEDの使用方法の普及啓発に向けた救命講習の実施や、救急救命士の養成などによって、病院に到着するまでの病院前救護体制の充実を図ります。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
紹介率（市民病院） 初診患者数に占める紹介患者数の割合	82.8% (2017年度)	82.8%
逆紹介率（市民病院） 初診患者数に占める逆紹介患者数の割合	78.3% (2017年度)	78.3%
訪問診療件数（浪岡病院） 在宅療養支援病院として、通院が困難な患者に対し訪問診療を行った件数	92件 (2018年度見込み)	278件

第2節 高齢者福祉の充実

現状と課題

《高齢者の状況》

- 我が国の高齢化率は、2017年で27.7%に達し、高齢化が急速に進展しているとともに、平均寿命は、2017年で男性81.09歳、女性87.26歳と年々延び、今後ますます延伸していくことが見込まれています。また、本市の高齢化率は、2017年で29.3%と全国平均よりも高くなっており、2018年10月1日時点では、30.1%と更に高くなっています。
- 高齢化の進展とともに核家族化が進み、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯、認知症高齢者が増加しています。

《介護保険の状況》

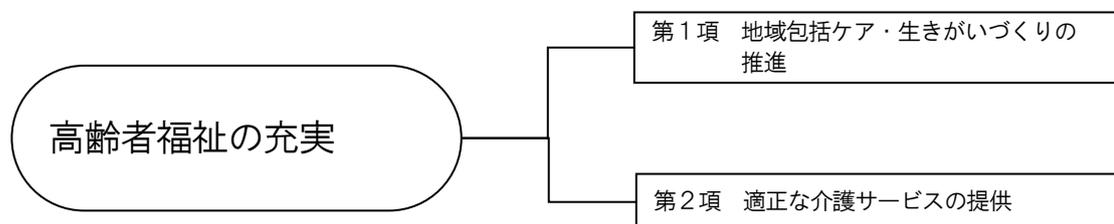
- 要介護等認定者が増加傾向で推移しており、介護保険事業に要する費用は年々増加しています。

基本方向

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した暮らしができるとともに、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保され、生きがいを持って社会参加できる環境づくりを進めます。

また、介護を必要とする高齢者が介護保険サービスを安心して利用できる環境づくりを進めます。

施策の体系



第1項 地域包括ケア・生きがいつくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した暮らしができるとともに、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保され、生きがいを持って社会参加できる環境づくりを進めます。

主な取組

《地域包括ケアシステムの構築》

- 各日常生活圏域の実情に応じ、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保されるよう、市内11箇所の地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、地域包括支援センターの統括調整を担う基幹型地域包括支援センターとの緊密な連携体制の構築を図ります。
- 地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することができるよう多職種協働により、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を図ります。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、各種相談に適切に対応しながら、日常生活に不安のある高齢者や高齢者を介護する家族などに対する福祉サービスの提供を通じて、高齢者の生活を支援します。

《高齢者の尊厳の保持》

- 医療・介護・福祉等のネットワークの構築により、認知症の正しい知識の普及啓発の推進、認知症の早期発見・早期対応のための支援体制の強化など、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症高齢者やその家族を支える地域づくりを推進します。
- 権利擁護意識の啓発活動や地域包括支援センターなどの相談窓口を周知するとともに、成年後見制度の利用促進や市民後見人支援体制の強化を図り、高齢者の権利擁護を推進します。
- 高齢者虐待防止の普及啓発とともに、高齢者虐待の早期発見・早期対応のため、医療・介護関係者、民生委員・児童委員、警察等の関係団体とのネットワークの構築を図ります。
- 民生委員・児童委員や民間事業者等との連携のもと、支援を必要としている高齢者等を早期に発見し支援を行うとともに、地域社会全体で高齢者等を見守る体制の構築を図ります。

《生きがいつくりの促進》

- 高齢者の就業意欲の向上や就業機会の提供及び生きがいつくりに積極的に取り組んでいる（公財）青森市シルバー人材センターに対する支援を継続し、高齢者の社会参加を促進します。
- 市営バスなどの利用に対する支援などを通じ、高齢者の外出手段の確保を図り、高齢者が安心して外出し、積極的に社会参加できる環境づくりを推進します。
- 地域の関係団体と連携し、各地域で開催するつどいの場づくりを推進することにより、高齢者と地域とのつながりを維持し、身近な場所で生きがいつくりと介護予防に取り組めるよう支援します。

- 高齢者が地域社会の中で孤立することなく、これまで培ってきた知識や経験を活かし、社会の構成員の一人として持てる力を十分に発揮し、元気にいきいきと生きがいを持って活躍できるように、関係団体と連携を図りながら、高齢者の社会参加を促進します。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
地域包括ケアのネットワークに加わった関係者数 地域ケア会議を通じて地域包括ケアのネットワークに加わった関係者の延べ人数	2,071 人 (2017 年度)	2,867 人
「つどいの場」を週1回以上開催している地区社会福祉協議会数 「つどいの場」を週1回（年間48回）以上開催している地区社会福祉協議会の数	6 地区 (2017 年度)	38 地区

第2項 適正な介護サービスの提供

介護を必要とする高齢者が介護保険サービスを安心して利用できる環境づくりを進めます。

主な取組

《介護サービスの充実》

- 介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、要介護者等のさまざまなニーズを踏まえ施設・事業所の整備を計画的に進め、介護サービスの充実を図ります。
- 国・県・関係団体等と連携し、介護関連職種への就業や介護従事者に対する研修に関する情報提供などにより、介護従事者の確保及び資質の向上を促進します。

《介護サービスの適正化》

- 介護サービスを必要とする高齢者を適切に認定し、要介護者等が真に必要な過不足のないサービスが提供されるよう、介護給付の適正化を図ります。
- 介護サービス事業者に対する指導監督のほか、介護支援専門員に対するケアマネジメントの質を向上させるための研修を実施するなどにより、介護サービスの質の確保・向上を図ります。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
地域ケア会議（ケアプラン検証会議）実施率 生活援助の訪問回数の多いケアプランの届出件数のうち、地域ケア会議（ケアプラン検証会議）で検討した件数の割合	100% (2018年度見込み)	100%

第3節 障がい者福祉の充実

現状と課題

《障がいのあるかたの状況》

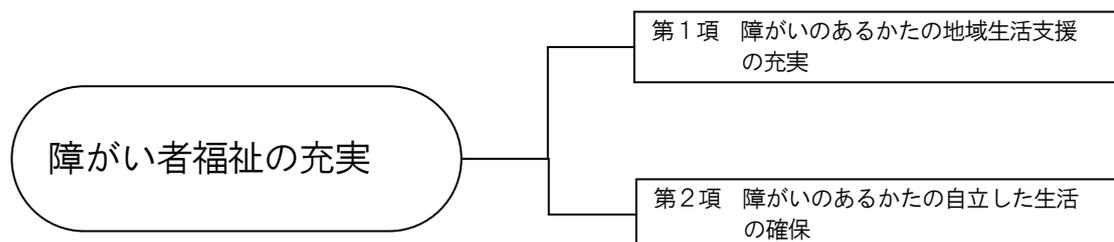
- 本市の障がい者手帳の交付者数は、2017年には17,931人となっており、障がい及び障がいのあるかたに対する市民の理解を深め、障がいのあるかたが地域で安心した暮らしができるよう、障がいのあるかたのニーズや特性に応じた福祉サービスを受けることができる環境づくりが重要となっています。
- 市内の民間企業などで雇用されている障がいのあるかたは増加傾向にありますが、障がいのあるかたの就労意欲が高まっている中、障がいのあるかたの雇用環境づくりが重要となっています。

基本方向

障がい及び障がいのあるかたに対する市民の理解を深め、障がいのあるかたが地域で安心した暮らしができるとともに、ニーズに応じた福祉サービスを受けることができる環境づくりを進めます。

また、障がいのあるかたの就労の促進や雇用率の向上を図り、生きがいを持って社会参加できる環境づくりを進めます。

施策の体系



第1項 障がいのあるかたの地域生活支援の充実

障がい及び障がいのあるかたに対する市民の理解を深め、障がいのあるかたが地域で安心した暮らしができるとともに、ニーズに応じた福祉サービスを受けることができる環境づくりを進めます。

主な取組

《障がいのあるかたの権利擁護》

- 「青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」に基づき、障がいを理由とする差別等の禁止や、合理的配慮について市民に周知啓発し、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を推進します。
- 障がいのあるかたへの虐待防止のため、青森市障がい者虐待防止センターと関係機関との連携協力により、速やかに対応できる体制を確保するとともに、虐待防止に関する意識啓発を図ります。

《相談支援の充実》

- 関係機関と連携しながら、多様なニーズに対し総合的にサービスを提供できる相談支援体制を構築し、身近な地域で気軽に相談できる体制の充実を図ります。
- 相談支援事業所と保健・医療・福祉・教育などの分野が連携を図り、障がいのあるかたのニーズに合った多様なサービスを総合的・一体的に提供する体制を構築します。

《生活支援の充実》

- 障がいの状況に応じて必要となる日常生活用具や、身体の機能の障がいなどを補う装具に対する支援のほか、居宅介護や短期入所などのさまざまな障害福祉サービスを提供し、障がいのあるかたのニーズや特性にきめ細かく対応した生活支援の充実を図ります。
- 施設入所者などの地域生活への移行を促進するため、施設などと相談支援事業所その他関係機関との連携を強化するほか、障がいに対する理解の促進を図り、地域での生活を支援します。
- 障がいのあるかたが地域で安心して暮らせるよう、サービス提供事業者などと連携しながら、地域における居住支援機能を集約し、地域での生活を包括的に支援する体制の充実を図ります。
- 障がいの早期発見・早期療育を行うとともに、発達障がいや情緒障がいなど障がいのある子どもや家族のニーズを把握し、関係機関との連携のもと、成長段階に応じた相談・支援により、生涯を通じた切れ目のない総合的なサービスの提供を図ります。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
障がい者福祉に関する相談者数 障がいのあるかたからの相談実人数	1,751 人 (2017 年度)	1,989 人
生活支援のための障害福祉サービスの利用者数 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）、日中活動系サービス（生活介護、療養介護、短期入所、自立訓練、就労移行・就労継続・就労定着支援）における延べ利用者数	33,633 人 (2017 年度)	53,196 人

第2項 障がいのあるかたの自立した生活の確保

障がいのあるかたの就労の促進や雇用率の向上を図り、生きがいを持って社会参加できる環境づくりを進めます。

主な取組

《就労の促進》

- 障がいのあるかたのニーズや特性に応じ、就労に必要な知識や能力向上のための訓練、相談などにより一般就労に円滑に移行できるよう支援を行うとともに、企業等に一般就労をした障がいのあるかたの就労継続のための支援を行います。また、一般就労が困難なかたについては、創作的活動や生産活動などの福祉的就労への支援を行います。
- 国や県などの関係機関との連携のもと、市内企業に向け、障がい者雇用への意識啓発や支援などを行い、障がい者雇用の促進を図ります。
- 障害者雇用促進企業からの物品等の優先調達に努めることにより、障がい者雇用の促進を図ります。

《社会参加の促進》

- 障がいの有無に関わらず誰もが互いに意思を伝え合い、理解し合えるよう、手話言語の普及と広く障がいのあるかたの意思疎通の促進を図ります。
- 外出等の支援のためのサービスの提供や、交通手段の利用支援、手話通訳者や要約筆記者の派遣など、障がいの特性に応じた外出時や移動時における支援の充実を図ります。
- 障がい者団体に対する後援等を通じた各種イベントへの支援により、障がいのあるかたの交流機会の充実を図ります。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
民間企業における障がい者の雇用率 青森公共職業安定所管内の障がい者雇用が義務付けられている民間企業における、雇用している従業員数に占める、障がいのあるかたの割合 法定雇用率 2.0% (2017年度)	2.02% (2017年度)	2.30%
社会参加のための障害福祉サービスの利用者数 行動援護、同行援護、外出介護サービス、手話通訳者派遣、要約筆記者派遣、就労移行・就労継続・就労定着支援における延べ利用者数	16,475人 (2017年度)	27,344人

第4節 暮らしを支える福祉の充実

現状と課題

《地域福祉の状況》

- 人口減少・少子高齢化の進展や核家族化の進行とともに、地域住民同士のつながりや相互扶助機能が低下しています。
- 町(内)会や民生委員・児童委員などの地域福祉の担い手の高齢化に加え、人材が不足しています。

《生活困窮者の状況》

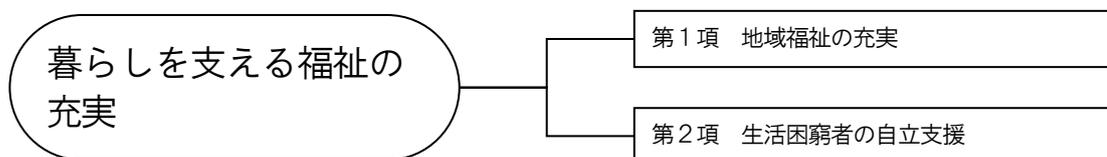
- 本市の生活保護受給者は、2015年度には8,793人、2016年度には8,676人、2017年度には8,618人と年々減少にあるものの、2017年度の本市の保護率は30.54%となっており、国の保護率16.80%、青森県の保護率23.41%を上回っています。

基本方向

地域福祉の担い手の育成・確保を進めるとともに、社会福祉協議会やNPO、ボランティアなど多様な主体と連携しながら、地域で共に支え合い、助け合う体制の充実を図ります。

また、関係機関と連携した自立相談支援等を通じて、生活困窮者の自立を促進します。

施策の体系



第1項 地域福祉の充実

地域福祉の担い手の育成・確保を進めるとともに、多様な主体と連携しながら、地域で共に支え合い、助け合う体制の充実を図ります。

主な取組

《地域福祉の担い手の育成・確保》

- 地域の実情に応じた福祉サービスの提供のほか、将来を担う子どもたちに対する福祉教育の充実や地域に対する福祉への関心と理解を深める機会の提供などを通じ、地域で支え合う意識づくりや権利擁護意識の向上を推進します。
- 民生委員・児童委員やボランティア団体などの活動について、より深く理解し関心を持ってもらうための情報提供を通じて、地域福祉を担う人材の育成・確保を図ります。

《地域で共に支え合い、助け合う体制の充実》

- 地域の中で互いに支え合う体制づくりに向け、地域ごとの実情や住民のニーズを踏まえた支援を行うことができるよう、(福)青森市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会をはじめ、地域団体や関係機関との連携による地域共助ネットワークの強化を図るとともに、地域住民が活動しやすい環境づくりを推進します。
- 多様化及び複合化する課題を抱える世帯の状況に応じた各種支援を行うため、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会や社会福祉関係団体との連携を通じて、地域の身近な相談体制の充実を図ります。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
地域福祉サポーター登録数 青森市ボランティアポイント制度における地域福祉サポーターの登録者数	2,124人 (2017年度)	2,244人
民生委員・児童委員充足率 民生委員・児童委員の定数に対する委嘱者数(充足率)	93.0% (2017年度)	96.3%

第2項 生活困窮者の自立支援

生活困窮者の自立を促進します。

主な取組

《生活困窮者の自立支援》

- 生活に困窮しているかたに対する相談体制の充実を図ることで、各種制度の利用に関する助言や情報提供などを行い、安定した生活ができるよう支援します。
- 関係機関と連携し、生活保護に至る前の生活困窮者に対する就労支援や生活支援などを行い、自立支援策の強化を図ります。
- 生活保護受給者の就労を支援するため、青森公共職業安定所などの関係機関との連携を図るとともに、就労支援相談員によるきめ細かな支援を行います。
- 関係機関と連携し、人や組織との関わりが希薄なかたへの社会参加の促進などの支援を行い、日常生活や社会生活における自立の促進を図ります。

《生活保護の適正実施》

- 制度の周知徹底に努めるとともに、訪問活動により、生活保護受給世帯の生活実態を把握し、ケースに応じた適切な生活指導を行い、生活保護制度の適正な運用に努めます。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
生活困窮者の就労・増収率 自立相談支援窓口を利用し、就労支援対象者となったかたのうち就労または増収したかたの割合	72.7% (2017年度)	100%
自立による生活保護廃止件数 年間の生活保護廃止件数のうち就労などによる自立件数	191件 (2017年度)	196件

白紙ページ

第5章 つよい街

白紙ページ

第1節 防災体制・雪対策の充実

現状と課題

《自然災害の状況》

- 近年、全国各地で発生している大規模地震や集中豪雨とそれに伴う土砂災害、予期せぬ降雪による被害など、全国的に見て大規模な自然災害が多発しており、本市でも平時からの災害への備えが重要となっています。

《消防団員の状況》

- 消防団は、地域密着性・要員動員力・即時対応力等の特性を活かし、関係機関等とともに、地域防災の中核として重要な役割を担っていますが、近年、消防団員の減少や高齢化等が進んでいます。

《雪対策の状況》

- 本市は、県庁所在地としては全国で唯一、市全域が特別豪雪地帯に指定されているなど多雪都市であることから、市民の市政に対する関心のうち、雪対策への関心が恒常的に高くなっています。
- 高齢化の進展などに伴い、自力で雪処理を行うことが困難な世帯の増加が見込まれます。

《空家等の状況》

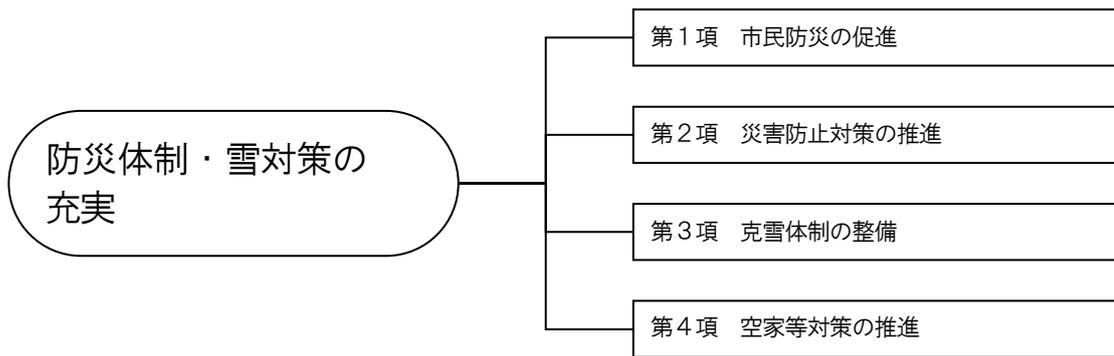
- 我が国の空家数は、2013年には、5年前より約63万戸増の約820万戸で空家率13.5%となっています。一方、本市の空家数は、2013年には、5年前より1,390戸増の20,830戸で空家率15.4%となっており、空家数は国と同様に増加し、空家率は国を上回っています。
- 適正な管理がなされていない空家等は、防災・防犯・衛生・景観等の面において影響を及ぼします。

基本方向

災害時において、市民の生命と財産を守るため、自助・共助・公助による官民一体となった地域防災体制の強化を図るとともに、災害に強い都市基盤整備を進めます。

また、地域・除排雪事業者・行政が連携し、効果的・効率的な除排雪を推進するとともに、市民が共に支え合い助け合う持続可能な雪対策を促進するほか、空家等の適正な管理を促進します。

施策の体系



第1項 市民防災の促進

災害時において、市民の生命と財産を守るため、官民一体となった自助・共助・公助による地域防災体制の強化を図ります。

また、災害時における迅速かつ適切な避難行動・避難所運営のため、民間団体・地域・NPO などボランティアとのネットワークを活かし、専門的な知識を有する人材の確保を図ります。

主な取組

《地域防災体制の強化》

- 自主防災組織や民間団体が行う防災関連の講習会の支援のほか、学校等の防災教育に対応するなど、市民一人ひとりの防災意識を啓発します。
- 地域住民が互いに協力し合いながら防災活動に取り組む自主防災組織の結成・活動・人材育成を支援し、地域防災力の向上を図ります。
- 災害時において、迅速かつ適切な避難行動や避難所運営等が自主的に行えるよう、防災訓練などにより、地域全体の防災意識の高揚を図ります。
- 避難所標識板、海拔表示板への外国語併記、ICTを活用したハザード情報の提供などにより、市民をはじめ、地理不案内な旅行者や外国人が適切な避難行動をとれる環境づくりを進めます。
- 自主防災組織、民間団体、NPOなどのネットワークを活用するとともに、他自治体、関係機関等と連携し、防災体制の強化を図ります。
- 平時から災害に備え、社会のニーズに合わせた物資等を備蓄していきます。

《消防力の強化》

- 成人式や大学祭などを活用し、消防団の制度の普及啓発や入団促進活動を行うことにより、消防団員の確保を図ります。
- 資機材の充実や技術力の向上などにより、消防力の強化を図ります。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
防災訓練や研修の実施回数 自主防災組織が行う防災に係る訓練や研修の実施回数	82回 (2017年度)	100回
自主防災組織結成町(内)会数 自主防災組織を結成した町会・町内会の数	187町(内)会 (2018年度見込み)	217町(内)会

第2項 災害防止対策の推進

災害時において、市民の生命と財産を守るため、災害に強い都市基盤整備を進めます。

主な取組

《災害に強い都市基盤整備》

- 過去の水害発生状況や河川整備の現状を踏まえ、治水安全度を高めるため、国や県と連携を図りながら河川改修を実施します。
- 市街地における浸水被害を軽減するため、雨水管渠や水路、側溝の維持管理により、都市基盤の維持に努めます。
- 土砂災害が懸念される危険箇所については、県と連携を図りながら急傾斜地崩壊防止工事などの災害防止対策を進めます。
- 津波や高潮などによる浸水被害の軽減及び大規模地震への耐震対策を図るため、青森港における交流面、環境面をも考慮した海岸保全施設の整備がされるよう、青森港を管理する県や国に働きかけるなど災害防止対策を促進します。
- 道路等のインフラや公共施設の耐震化を図るとともに、民間建築物についても、国や県と連携し普及・啓発活動を実施するなど耐震化を促進します。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
河川改修の進捗率 市が現在整備を進めている貴船川河川改修の進捗率	38.0% (2017年度)	47.4%

第3項 克雪体制の整備

地域・除排雪事業者・行政が連携し、効果的・効率的な除排雪を推進するとともに、市民が共に支え合い助け合う持続可能な雪対策を推進します。

主な取組

《効果的・効率的な除排雪》

- よりきめ細かく効率的な除排雪に向けて、地域・除排雪事業者との連携のもと、除排雪関連情報の共有化を図りながら、地域の実情や特性に合った丁寧な除排雪を実施します。
- 除排雪作業水準の向上に努めるとともに、情報通信技術などの活用により除排雪作業状況を的確に把握し、除排雪作業の適切な管理と効率的な実施を推進します。
- 雪に関する市民相談への対応やホームページによる除排雪情報の提供など、迅速かつ的確に雪関連情報を収集・提供します。

《持続可能な雪対策の推進》

- 地域における自主的な雪処理を支援する流・融雪溝の整備や雪処理施設設置への支援、また冬期における通学路などの歩行者空間確保のための小型除雪機の貸与などを推進します。
- 冬期の安全で快適な歩行者空間の確保に向け、融雪施設などの計画的な整備を促進します。
- 大学生等の若い世代をはじめとする多くの市民のボランティア活動を推進し、地域やボランティア団体などとの連携により、高齢者などの雪処理が困難な市民への間口除雪や屋根の雪下ろしなどの支援を促進します。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
雪捨て場設置箇所数 道路除排雪作業を行う際に除排雪事業者が利用する雪捨て場の設置箇所数	33 箇所 (2017 年度)	35 箇所
除雪ボランティア登録者数 青森市ボランティアポイント制度における地域福祉サポーターの登録者のうち「雪対策支援」分野の活動を希望する者の数	508 人 (2017 年度)	538 人

第4項 空家等対策の推進

空家等の適正な管理を促進することにより、市民が安全・安心に暮らすことができる生活環境の確保を進めます。

主な取組

《適正な管理の啓発》

- 空家等の所有者等の責務や、関係法令の概要に関する情報提供などを実施し、所有者等による適正な管理を啓発します。

《利活用の推進》

- 空家等の売買・賃貸借に関する相談体制及び情報発信の充実を図り、空家等の利活用を推進します。

《危険な空家等の解消》

- 防災・防犯・衛生・景観等の生活環境に悪影響を及ぼす空家等については、法令等に基づき、適正な指導等を通じ解消を図ります。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
空家バンク登録数 通常では不動産市場に流通しにくい中古住宅や空地等を空家バンク制度により流通物件化した数	0件 (2018年度)	100件

第2節 土地利用・都市景観の形成

現状と課題

《土地利用の状況》

- 人口減少の進行に伴い、各地域において、空家の増加などによる一層の市街地の低密度化や、身近な商業など生活サービス機能の低下、公共交通の利用者の減少などが想定されています。

《都市景観の状況》

- 都市景観については、地域の歴史、培われてきた自然や風土、生活、文化、雪国としての生活様式等のかけがえのない市民共有の財産を守り、また、有効に活用するなど、快適で個性的な都市環境を次世代に引き継いでいくことが重要となっています。
- 人と自然が共生する都市環境の創出の場として、公園や緑地の充実に図るとともに、緑と花にあふれた潤いのある美しいまちなみの形成に向け、市民と行政との連携による緑化活動を推進することが重要となっています。

《住まいの状況》

- 住宅については、雪や災害に対する安全性・快適性のほか、高齢者世帯や障がい者世帯、子育て世帯など、居住ニーズが多様化しています。

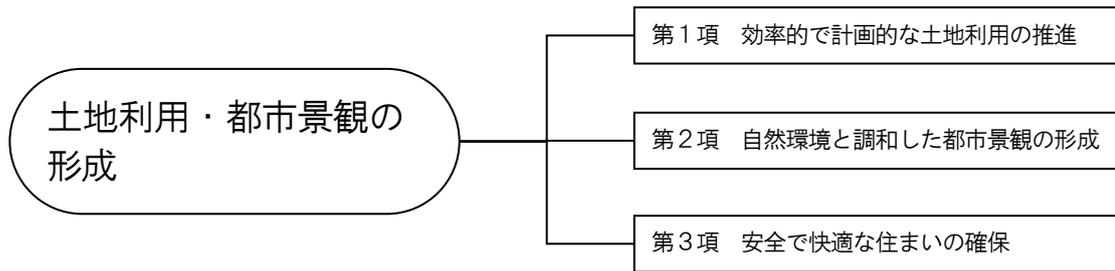
基本方向

適正な土地利用を推進するとともに、公共交通ネットワークとの連携と医療・商業等の都市機能の立地の促進により、コンパクトな複数の拠点づくりを進めます。

都市景観に関する意識醸成や緑化活動の推進などにより、市民・事業者・行政が一体となって、豊かな自然環境と調和した良好な都市景観の形成を図ります。

また、地域特性に応じた良好な居住環境の形成を推進するとともに、多様な居住ニーズに対応できる環境づくりを進めます。

施策の体系



第1項 効率的で計画的な土地利用の推進

適正な土地利用を推進するとともに、公共交通ネットワークとの連携と医療・商業等の都市機能の立地の促進により、コンパクトな複数の拠点づくりを進めます。

主な取組

《適正な土地利用の推進》

- 公共交通沿線の「居住誘導区域」に民間の宅地開発等を促進することにより、公共交通の利便性が高く快適に暮らせる都市づくりを進めます。
- 人口減少の中にあっても、市民が持続的に生活サービスを享受できる多極型の都市構造を目指し、都市の効率性を高めるコンパクトな複数の拠点として位置付けた6つの「地区拠点区域」において、公共交通ネットワークと連携しながら、老朽化した建物、空地、中小小売店舗の共同化・集約化等の取組により、医療・商業等の都市機能の立地の促進を図ります。
- 既存ストックの有効活用を基本とした計画的な土地利用を推進するとともに、土地取引に関する各種法令を通じて、適正かつ合理的な土地利用の推進や公共事業用地の円滑な確保を図ります。
- 長期的な視点に立って、土地利用・都市施設等の整備の方針など都市計画の総合的な指針としての役割を担う「(仮称)青森市都市計画マスタープラン」を新たに策定し、計画的な都市づくりを進めます。

《コンパクトな複数の拠点づくりの促進》

- 青森駅周辺地区は、商業、医療、業務、都心居住、交流などの高次な都市機能が集積した交流拠点として、これまで蓄積してきた既存ストックを有効活用するとともに、これらの都市機能の集積を図ります。
- 青森駅自由通路や青森駅西口広場の整備など、青森駅を中心とした都市交通ターミナル機能の充実を図ります。
- 新青森駅周辺地区は、県内他都市、道南地域を結ぶ広域交流の玄関口として、駅利用者のさまざまなニーズに対応した交通結節点機能やホスピタリティ機能を充実させるため、観光・交流施設などの集積を図るとともに、日常生活に必要な、商業施設や医療施設などの集積を図ります。
- 操車場跡地周辺地区は、子育て施設、福祉施設、医療施設等の都市機能が集積した拠点として、これまでの既存ストックを有効活用するとともに、これらの都市機能の施設の集積を図ります。
- 青森操車場跡地については、青森操車場跡地利用計画審議会からの答申をはじめ、スポーツや多様な催事ができる交流拠点を整備する「青森市アリーナプロジェクト」の実施などを踏まえ、青森操車場跡地利用計画を策定し、跡地の利活用を進めます。

- 浪岡駅周辺地区は、津軽地方の各都市との近接性を活かした津軽地方の玄関口として、交通結節点機能を活かしつつ、浪岡地域の日常生活に必要な行政機能や商業施設、医療施設、福祉施設などの都市機能の集積を図ります。
- 造道周辺地区は、高度専門医療機能を有する医療施設に加え、商業施設等の生活に便利な都市機能が集積した生活拠点として、これらの都市機能の立地の促進を図るとともに、交通結節点機能の強化を図ります。
- 浜田周辺地区は、商業施設の集積に加え、医療施設等の生活に便利な都市機能が集積した生活拠点として、これらの都市機能の立地の促進を図るとともに、公共交通のサービス水準の向上等を図ります。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
居住誘導区域内の居住人口密度 居住誘導区域内の1ha当たりの居住人口密度	52.1人/ha (2018年度)	50.4人/ha

第2項 自然環境と調和した都市景観の形成

都市景観に関する意識醸成や緑化活動の推進などにより、市民・事業者・行政が一体となって、豊かな自然環境と調和した良好な都市景観の形成を図ります。

主な取組

《良好な都市景観の形成》

- 大規模な建築物や屋外広告物の規制・誘導などを通じて、自然環境や歴史・文化的景観資源を保全するとともに、快適で魅力的な市街地景観の形成を図ります。
- 緑地の保全及び緑化の推進を図るため、市街地におけるレクリエーションや憩いの都市空間として、市民ニーズを踏まえながら、誰もが安全で快適に利用できる公園・緑地の充実を図ります。
- 「青い森」の名にふさわしい緑と花にあふれたまちづくりのため、市民の緑化意識の啓発や地域住民による自主的な緑化活動を支援するとともに、地域と行政が連携して、地域性豊かな緑化活動を推進します。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
緑化活動団体数 自主的に緑化活動を行っている年間の 団体数	76 団体 (2018 年度)	76 団体

第3項 安全で快適な住まいの確保

地域特性に応じた良好な居住環境の形成を推進するとともに、安全で良質な住宅ストックや誰もが安心して暮らせる居住の安定の確保を図り、多様な居住ニーズに対応できる環境づくりを進めます。

主な取組

《地域特性に応じた良好な居住環境の形成》

- 屋根雪処理の負担が少ない無落雪屋根方式などを採用した克雪住宅や、既存建物の耐震診断及び耐震改修の普及・促進などを通じて、雪や災害に強い住まいづくりを推進します。
- 居住誘導区域内の民間集合住宅等の立地の促進に努めるほか、長期にわたり良好な状態で活用される住宅の普及・促進や、住宅リフォームなどに関する情報提供、相談体制の充実などを通じて、住宅の適切な維持管理と有効に活用される環境づくりを進めます。

《多様な居住ニーズへの対応》

- 空家をはじめとする既存住宅ストックの有効活用などにより、居住ニーズに応じたまちなかや郊外などへの円滑な住み替えを促進します。
- 市営住宅を良好な住宅ストックとして活用していくための適切な管理・修繕や整備、県営住宅との連携などを通じて、誰もが快適な住生活を営むことができる環境づくりを進めます。
- 住宅に困窮するかが市営住宅に円滑に入居できるよう、適正な入居管理による公平性の確保に努めるなど、居住の安定確保が図られる体制を構築します。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
居住誘導区域内の居住人口密度〔再掲〕 居住誘導区域内の1ha当たりの居住人口密度	52.1人/ha (2018年度)	50.4人/ha

第3節 交通インフラの充実

現状と課題

《広域交通の状況》

- 本市は、道路、鉄道、空港、港湾などの国内外の都市をつなぐ交通の要衝となっており、北海道新幹線の新函館北斗駅の開業や、青森空港における中国・天津便の就航など、広域交通の機能の充実が図られてきているほか、青森港については、クルーズ客船の寄港や本州と北海道を結ぶ重要な拠点港となっていることから、引き続き、これら交通機能の充実を図ることが重要となっています。

《域内交通の状況》

- 人口減少・少子高齢化の進展などにより、域内の公共交通利用者の減少傾向が続いており、今後、公共交通ネットワークを維持することが困難になることが懸念されます。

《道路交通環境の状況》

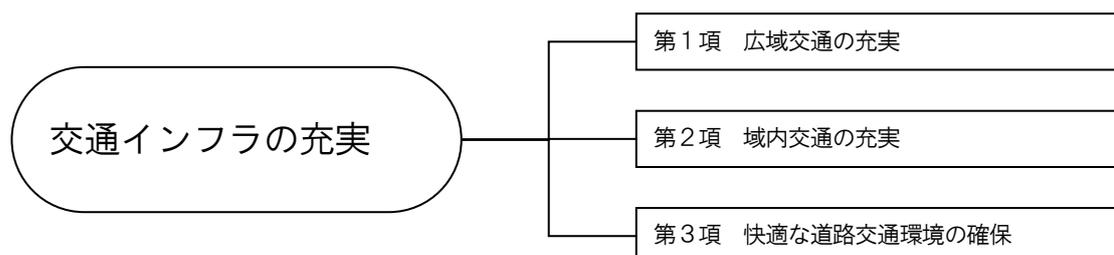
- 橋梁をはじめとする道路施設の老朽化が進んでいることから、計画的な点検・補修や更新が重要となっています。

基本方向

道路、鉄道、空港、港湾それぞれの機能充実と連携強化を図るほか、都市づくりと連携しながら、公共交通機関の相互連携や利便性の向上により、将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークの形成を図ります。

また、年間を通じて誰もが安全で快適に移動することのできる道路交通環境の確保を図ります。

施策の体系



第1項 広域交通の充実

道路、鉄道、空港、港湾それぞれの機能充実と連携強化を図ります。

主な取組

《道路機能の充実》

- 都市間の人的・物的交流の活性化や災害時などにおける「命の道」としての役割の強化に向け、関係機関と連携し、東北縦貫自動車道八戸線などの建設を促進します。

《鉄道機能の充実》

- 県や関係市町村と連携し、新幹線や在来線、青い森鉄道線の乗継環境等の利便性向上や主な鉄道駅におけるバリアフリー化を進めるなど、鉄道の更なる利用の促進を図ります。

《空港機能の充実》

- 国や県、関係機関などとの連携を図りながら、国内外を繋ぐ拠点としての青森空港の利用促進を通じ、国内外空港路線の維持・拡大を図ります。

《港湾機能の充実》

- 青森港の利用ニーズに対応するため、青森港を管理する県や国と連携を図りながら、クルーズ客船が接岸する新中央埠頭及び沖館埠頭の機能向上を図るとともに、物流を支える港湾施設の老朽化対策や整備を促進します。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
新幹線駅の1日当たりの乗車人数 新青森駅における1日当たりの新幹線乗車人数	4,122人 (2017年度)	4,720人
青森空港の年間旅客数 青森空港における国内外路線の年間の旅客数	1,185,222人 (2017年度)	1,320,000人

第2項 域内交通の充実

都市づくりと連携しながら、公共交通機関の相互連携や利便性の向上により、将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークの形成を図ります。

主な取組

《公共交通ネットワークの形成》

- 都市づくりと連携し、鉄道線とバス路線により、利便性が高く、利用しやすく、わかりやすい公共交通ネットワークを形成します。
- 公共交通利用への転換を促すため、多様な主体との連携により、適切な公共交通に関する情報提供を行うなど、「モビリティ・マネジメント」を推進します。

《利便性の高い公共交通環境の整備》

- 各交通機関相互の乗継環境の改善や鉄道新駅設置に関する検討、鉄道線の充実や多言語表記などを含めた案内情報の充実などにより、市民や観光客等の利便性の確保を図ります。
- 交通需要に対応したバス路線の構築に向け、利用者ニーズや動向、地域特性等に対応した路線の見直しを行います。

《交通拠点間の連携》

- 交通拠点の交通結節機能の強化と拠点間の二次交通の充実に向けて、鉄道線を効果的に活用するとともに、バスやタクシーなどの利用環境の向上を図ります。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
公営路線バスの年間乗車人数 市営バス、市民バス、浪岡地区コミュニティバス、シャトル・ルートバスの年間利用者数	7,772,641人 (2017年度)	7,772,641人
市内鉄道駅の1日当たりの乗車人数 東日本旅客鉄道(株)・青い森鉄道(株)の1日当たりの乗車人数	15,537人 (2017年度)	16,022人

第3項 快適な道路交通環境の確保

安全で快適に移動することのできる道路交通環境の確保を図ります。

主な取組

《計画的な整備》

- 交通の円滑化や市民の利便性の確保を図るため、地区の状況などに応じて必要とされる機能について、検討や見直しを進めながら、都市計画道路を含む道路網の効果的・効率的な整備を推進します。

《計画的な管理》

- 橋梁をはじめとする道路施設の老朽度合いに応じた計画的な改築・更新などによって、長寿命化を推進し、安全な道路交通環境の確保を図ります。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
都市計画道路整備率 都市計画道路が整備されている割合	67.3% (2017年度)	67.8%

第6章 かがやく街

白紙ページ

第1節 豊かな自然環境の保全

現状と課題

《陸奥湾資源の保全の状況》

- 本市に豊かな恵みをもたらしている陸奥湾は、津軽半島と下北半島に囲まれた閉鎖性の強い水域であり、一旦汚濁が顕在化すると、その回復には多大な経費と時間を要し、完全な回復も困難とされています。

《自然環境の保護の状況》

- 自然環境は、人が暮らしていくための重要な基盤であり、本市における自然の豊かさは、私たちのまちが住みやすいまちであるための大切な要素となっていますが、地球温暖化の進行や海洋汚染などが世界的な自然環境の課題となっているほか、我が国では耕作放棄地や手入れの行き届かない森林なども課題となっています。

《地球温暖化対策の状況》

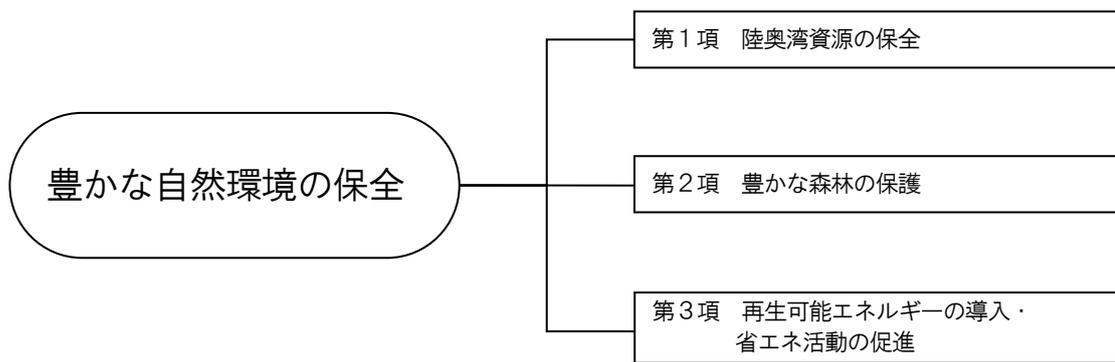
- 本市における 2015 年度の温室効果ガスの総排出量は、261.1 万 t-CO₂で、使用エネルギー種別で見ると電力の消費に起因する二酸化炭素排出量の増加などにより、1990 年度の 198.8 万 t-CO₂から増加しており、また部門別に見ると「業務その他部門」（事務所や店舗など）の占める割合が最も多く、次いで「家庭部門」（住居）となっています。
- 本市における 2015 年度の 1 人当たりの二酸化炭素排出量は、8.9t-CO₂で 1990 年度の 6.3 t-CO₂から増加しています。

基本方向

自然環境を守り育てる活動の充実や自然保護意識の醸成によって、自然環境の保護を図るとともに、陸奥湾資源の保全のため陸奥湾沿岸市町村や関係団体と一体となった環境保全への取組を推進します。

また、再生可能エネルギー等の普及促進、市自らも取り組む省エネルギー行動の推進などにより、温室効果ガス排出量の削減を図り、地球温暖化対策を推進します。

施策の体系



第1項 陸奥湾資源の保全

陸奥湾沿岸市町村や関係団体と一体となった環境保全への取組を推進し、陸奥湾資源の保全を図ります。

主な取組

《陸奥湾の環境保全意識の向上》

- 陸奥湾の良好な水質環境を将来にわたって保全していくためには、海だけではなく、森里川海での一体的な活動が必要であることから、清掃活動や植林等の環境保全活動を実施する団体に支援を行うほか、子どもや大人を対象とした体験会や勉強会を実施し、市民の環境保全に対する意識の向上を図ります。
- 陸奥湾は閉鎖性の強い水域であるとともに、その沿岸には複数の市町村が面しているため、本市のみで行う取組だけでは、その環境保全は困難であることから、陸奥湾沿岸市町村や関係団体と連携して、環境保全活動を推進します。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
陸奥湾の環境基準達成率 陸奥湾の水質調査（3地点）における環境基準の達成率	94.1% (2017年度)	100%

第2項 豊かな森林の保護

自然環境を守り育てる活動の充実や自然保護意識の醸成を図るとともに、八甲田山系から身近な里山まで、豊かな森を将来世代に引き継いでいくため、自然環境の保護を図ります。

主な取組

《自然保護意識の醸成》

- 森林などの自然を活かした公園の利用をはじめとする、市民が身近な自然に触れ合うことができる機会の活用や緑を守る募金活動、花苗等の提供などによる、緑化意識の普及啓発を通じて、関係団体と連携しながら市民の自然保護意識の高揚を図ります。
- 次世代を担う子どもを対象に、国・県と共同で、森や川の役割・重要性を学ぶ機会を提供し、自然保護意識の醸成を図ります。

《自然環境を守り育てる活動の充実》

- 八甲田連峰におけるごみの放置や、禁止されている場所での山野草の採取など、自然環境破壊につながる行為についての注意を呼びかけ、自然を保護・保全しながら適正な利用の促進を図るなど、市民や関係団体と連携した自然保護活動を進めます。
- 地域の身近な森林の環境美化活動など、市民や関係団体と連携した自然環境の保全活動を進めます。
- 耕作放棄地や手入れの行き届かない森林の解消を図ります。
- クマ、サル、カラスなどによる人や農作物などへの被害を防止するとともに、鳥獣の捕獲許可や飼養登録などを通じ、鳥獣の保護を図り、人と鳥獣がうまく棲み分けし共存できる環境づくりを図ります。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
自然保護活動参加者数 清掃活動や植樹活動などの自然保護活動への参加者数	3,991人 (2017年度)	4,535人

第3項 再生可能エネルギーの導入・省エネ活動の促進

再生可能エネルギー等の普及促進、省エネルギー行動の推進などに取り組むことにより、温室効果ガス排出量の削減を図り、地球温暖化対策を推進します。

主な取組

《再生可能エネルギー等の普及促進》

- 太陽光や風力、地熱、バイオマスなど、地域に存在する多くの再生可能エネルギー源の有効活用に向けて、再生可能エネルギーの普及促進や導入を図ります。
- 弘前大学地域戦略研究所などの関係機関との連携により、地域に適したエネルギー利用技術の確立を目指し、新たな事業の創出に努めます。

《省エネルギー行動の推進》

- 地球温暖化防止活動推進センターなどと連携し、市民や事業者に対する環境講座などのさまざまな学習機会を活用した情報提供や啓発イベントの開催などを通じて、一人ひとりの地球環境に対する責任と役割についての理解や認識を深めることで、日常生活や事業活動を見直し、エネルギー消費の無駄をなくすエコライフやエコオフィスの推進を図ります。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
温室効果ガス排出量 市域における温室効果ガスの総排出量	261.1万 t-CO ₂ (2015年度)	223.8万 t-CO ₂
環境啓発関連イベントなど への参加者数 市が主催する環境啓発関連イベントや 講座などへの市民の参加者数	2,121人 (2017年度)	3,051人

第2節 快適な生活環境の確保

現状と課題

《適正な污水排除・処理の状況》

- 河川や海、かんがい用水路などの水質保全や生活環境の改善のため、適正な污水排除・処理が重要となっています。
- 老朽化した污水处理施設の機能を確保することが重要となっています。

《公害の状況》

- 公害については、関係法令及び「青森市公害防止条例」に基づく規制、改善指導などによって全般的に改善されてきているものの、事業活動や市民生活に関連して発生する公害を未然に防止するため、事業者や市民などに対して自らが発生源とならないよう注意を促すことが重要となっています。

《食品衛生・生活衛生対策の状況》

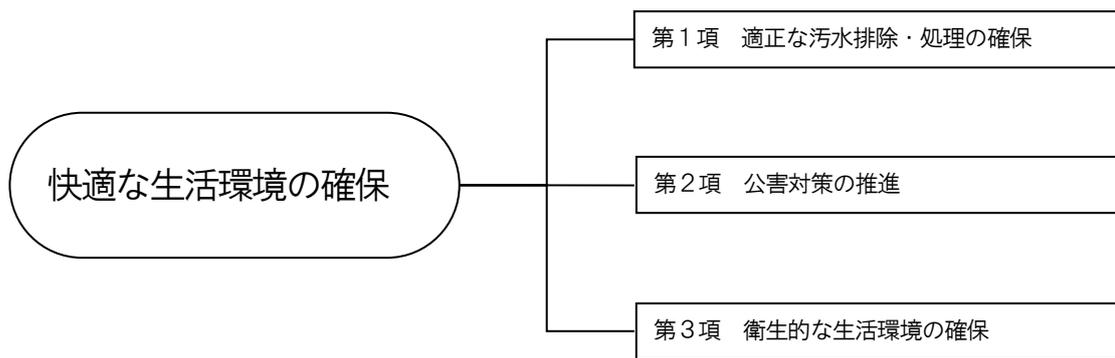
- 生活衛生施設の衛生環境や食品に対する信頼と安全性を確保することが重要となっています。
- 核家族化や少子高齢化の進展などにより、お墓への考え方が変化してきており、市民の墓地需要が多様化しています。
- 犬・猫の糞尿・鳴き声・放し飼い等、不適切な飼養に関する苦情や引取り相談が寄せられています。

基本方向

污水处理に係る水洗化の促進や下水道施設等の機能確保などにより、公共用水域の水質を保全し、衛生的な生活環境の確保を図ります。

また、環境基準の達成状況の調査や事業者への指導などの公害監視活動を継続するほか、食品衛生・生活衛生対策の推進、犬や猫をはじめとするペットへの愛護意識の高揚及び適正飼養の意識啓発を図ることなどにより、衛生的な生活環境の確保を図ります。

施策の体系



第1項 適正な汚水排除・処理の確保

汚水処理に係る水洗化の促進や下水道施設等の機能確保などにより、公共用水域の水質を保全し、衛生的な生活環境の確保を図ります。

主な取組

《汚水処理に係る水洗化の促進》

- 汚水処理施設について、費用対効果や地域特性などに応じた効果的・効率的な整備を進めます。
- 公共下水道などの整備予定のない地区において、住宅への合併処理浄化槽の設置に対する助成により設置を促進するとともに、設置された浄化槽の適正な維持管理を促進します。
- 公共下水道などの整備地区において、未だ水洗化がなされていない住宅や事業所に対し、普及啓発活動を通じて水洗化を促進します。

《下水道施設等の機能確保》

- 今後、老朽化した施設の増加が見込まれることから、公営企業会計の適用を踏まえ、経営基盤の強化等に取り組みながら、既存施設の効果的・効率的な更新に努めるなどの適正・適切な維持管理を通じ、下水道施設等の機能保全を図ります。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
水洗化率 公共下水道・農業集落排水・合併処理 浄化槽で汚水を処理している年度末現 在の人口の割合	76.3% (2017年度)	78.6%

第2項 公害対策の推進

生活環境の保全を図るため、環境基準の達成状況の調査や事業者への指導などの公害監視活動を継続するとともに、事業者や市民に対する意識啓発を進めます。

主な取組

《事業者や市民に対する意識啓発》

- 事業活動や市民生活に伴う騒音・悪臭・大気汚染などが苦情やトラブルにつながることや、公害の原因となることをわかりやすくお知らせすることを通じ、事業者や市民が自ら公害などの発生源とならないよう注意を促します。

《公害監視体制の充実》

- 大気汚染、水質汚濁、騒音、ダイオキシン類汚染、地盤沈下の公害の状況把握のため、定期的な調査を行います。
- 事業活動などに伴う騒音・悪臭・大気汚染などを適宜測定し、基準適合状況を踏まえた事業者への指導を行うなど適時適切な公害監視活動を進めます。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
環境基準達成率（大気・水質・騒音など） 大気・水質・騒音などの各監視項目に係る環境基準の達成率	95.1% (2017年度)	96.1%

第3項 衛生的な生活環境の確保

食品衛生対策や生活衛生対策を推進するとともに、犬や猫をはじめとするペットへの愛護意識の高揚を図ることなどにより、衛生的な生活環境を確保します。

主な取組

《食品衛生・生活衛生対策の推進》

- 食品や日常生活における衛生水準の向上に向けた情報を提供し、市民や事業者への注意を促すとともに、営業に関する審査・許可や、食品及び食品取扱施設、生活衛生施設の監視・指導などを通じ、食中毒や感染症の発生防止に努めます。
- 市民や地域と連携し、アメリカシロヒトリやスズメバチをはじめとする害虫対策についての支援や助言、飲用井戸の定期的な水質検査の勧奨などにより、生活環境の保全を図ります。

《市営霊園の適切な運営》

- 多様化する市民の墓地需要を踏まえ、承継を前提としない新たな形態のお墓の整備や墓地区画の確保・提供に努めます。

《動物愛護管理対策の推進》

- 青森県動物愛護センターと連携し、犬や猫をはじめとするペットの飼い主に対する啓発活動などにより、飼養する上で守るべきマナーやモラルの向上を図ります。
- 犬や猫の飼い主から引取りの相談や依頼などがあつた場合は、ペットへの愛護意識を高め、適正飼養や終生飼養に関し、必要な助言・指導を行います。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
食中毒事件発生件数 原因となる食品や、施設が特定された食中毒の発生件数	1件 (2017年度)	0件
犬・猫引取り数 飼い主がやむを得ない理由で飼えなくなった犬・猫や、所有者不明の犬・猫の引取りを拾得者から求められた場合に引取りをした頭数	192頭 (2018年度見込み)	98頭

第3節 廃棄物対策の推進

現状と課題

《ごみ排出量・リサイクル率の状況》

- 本市の2016年度における1人1日当たりのごみ排出量は1,044gとなっており、全国平均の925gと比較して多くなっています。
- 本市の2016年度におけるリサイクル率は16.5%となっており、全国平均の20.3%と比較して低くなっています。

《廃棄物の不適正処理の状況》

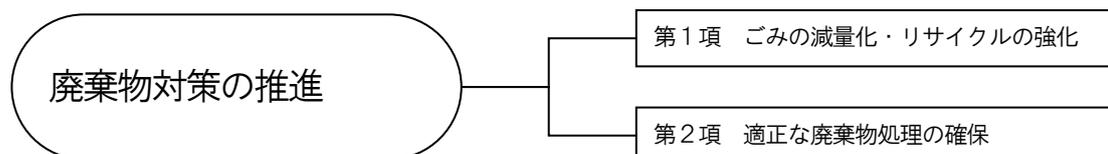
- 本市の2017年度における不法投棄などの不適正処理は140件確認されています。

基本方向

家庭や事業所から出るごみの減量化・資源化に向けた効果的な取組を推進するとともに、意識啓発の強化などを図ります。

また、不法投棄をなくすため、廃棄物の適正処理に関する啓発活動を積極的に推進するとともに、関係機関と連携しながら、不法投棄をさせないための環境づくりなど、廃棄物対策を推進します。

施策の体系



第1項 ごみの減量化・リサイクルの強化

家庭や事業所から出るごみの減量化・資源化に向けた効果的な対策、意識啓発強化を推進します。

主な取組

《多様な主体が連携した 3R 活動の推進》

- 市民や町(内)会、事業者、各種団体などの自主的活動主体と行政が連携・協働し、意識啓発や意見・情報交換などの活動を通じ、ごみの減量化・資源化に向けた生活スタイルとして Reduce(リデュース=排出抑制)、Reuse(リユース=再利用)、Recycle(リサイクル=再資源化)の浸透を図ります。

《市民のごみ減量化・資源化対策の促進》

- 家庭から排出される可燃ごみの中には、分別や排出抑制が可能な紙類、ビニール・プラスチック類、生ごみが多く含まれていることから、資源物の分別や生ごみの減量方法やごみ処理の現状などについて市民への効果的な情報発信を行うほか、町(内)会等と連携し、ごみの減量化・資源化に対する認識と理解を深める取組を進めます。

《事業者のごみ減量化・資源化対策の促進》

- 事業所などから排出される可燃ごみの中には、分別や排出抑制が可能な紙類や生ごみが多く含まれていることから、清掃工場へのリサイクル可能な古紙類の搬入規制の徹底を図るほか、古紙類を回収する制度や生ごみの減量化対策などの効果的な情報発信により、ごみの減量化・資源化に対する認識と理解を深める取組を進めます。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
市民1人1日当たりのごみ排出量 ごみの排出量を市民1人1日当たりに換算した量	1,041 g (2017年度見込み)	976 g
リサイクル率 一般廃棄物の総排出量に占める資源化量の割合	16.4% (2017年度見込み)	19.6%

第2項 適正な廃棄物処理の確保

不法投棄をなくすため、関係機関と連携しながら、不法投棄をさせないための環境づくりや廃棄物の適正処理に関する啓発活動を積極的に推進します。

主な取組

《一般廃棄物の適正処理の確保》

- 一般廃棄物の適正な分別・排出を促すために、各種事業や清掃ごよみ、広報等により啓発活動を実施し、町(内)会や関係機関などと連携し、ごみ出しマナーの向上を図り、不法投棄をさせない環境づくりを行います。
- 清掃工場や最終処分場など廃棄物処理施設の適正な運営・維持管理や、周辺市町村と連携した処理体制の確保などを通じ、安定的・効果的・効率的な処理体制の整備を進めます。
- 一般廃棄物処理業に関する許可や処理事業者に対する検査などを通じ、一般廃棄物の適正処理に向けた監視・指導を行います。
- 市民からの不法投棄に関する通報について、速やかに現場確認を行うとともに、早期の原状回復に向けた取組を進めます。

《産業廃棄物の適正処理の確保》

- 関係機関などと連携した産業廃棄物の適正処理に関する説明会の開催、適正処理ガイドブックの配付などによる意識啓発を通じ、排出事業者や処理事業者の法令遵守の徹底を図ります。
- 産業廃棄物処理業に関する許可、排出・処理事業者に対する立入検査などにより、産業廃棄物の適正処理に向けた監視・指導を行います。
- 産業廃棄物の処理などに関する市民通報への速やかな対応のほか、パトロール、監視カメラ・不法投棄警告看板の設置など、不法投棄をさせない環境づくりを行います。

《その他の廃棄物などの適正保管・処理の確保》

- PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の適正な保管・期限内の処分について事業者などへ周知するとともに、PCB廃棄物の適正処理に向けた監視・指導を行います。
- 使用済み自動車の引取業などに関する登録・許可や、登録・許可事業所に対する立入検査・指導など、使用済み自動車の適正処理に向けた監視・指導を行います。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
産業廃棄物処理施設などの適合率 立入検査において、適正処理を確認できた産業廃棄物処理業者や事業用施設の割合	95.7% (2017年度)	96.0%
不法投棄などの発生（確認）件数 一般廃棄物及び産業廃棄物などについて、新たな不法投棄や野焼きなどの不適正処理が確認された件数	140件 (2017年度)	104件

推進体制

白紙ページ

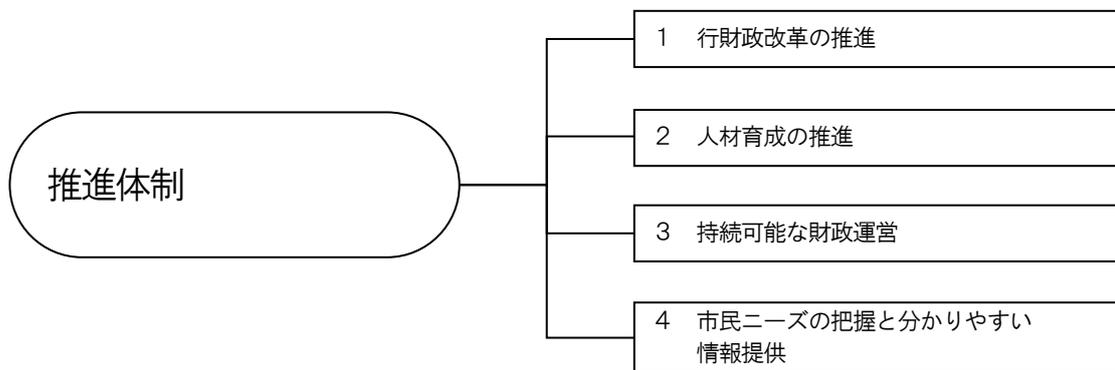
推進体制

推進体制

基本方向

基本構想に掲げた「将来都市像」の実現のための各施策を推進するため、次の基本的な姿勢に立って市政運営を推進していきます。

施策の体系



1 行財政改革の推進

ICT や身近な公共施設などを有効活用するとともに、民間活力の活用などにより、市民ニーズに対応した行政サービスの効果的・効率的提供を進めます。

主な取組

《効果的な行政サービスの提供》

来庁者への接遇強化による窓口サービスの質の向上を図るとともに、ICT を活用し行政サービス提供環境の充実を図ります。

《効率的な行政運営》

PDCA マネジメントサイクルによる改善を進めながら、事務事業の効率化・最適化を図ります。

《民間活力の活用》

行政サービスの質的・効率的向上を図るため、公の施設への指定管理者制度の導入やPFI手法などにより、積極的に外部化を進めます。

《公営企業・準公営企業の健全運営》

公営企業及び準公営企業の経営健全化、または健全経営の確保のため、経営改善に向けた取組を進めます。

《第三セクター等の経営健全化》

第三セクター等の経営健全化と自主・自立化に向けて、定期的な点検評価等を通じて経営状況等の把握と適切な指導を行っていきます。

2 人材育成の推進

行政課題に的確に対応し、市民の期待に応え、事務事業の改革・改善に主体的かつ積極的に挑戦する人材の育成と、組織風土づくりを推進します。

主な取組

《人事管理》

行政需要に応じた組織・機構に対して、適正な人員配置とチャレンジする人材の確保を図るとともに、長期的な人事ローテーションの実施など、人材育成につながる人事管理を推進します。

《職員研修》

職場研修と職場外研修を組み合わせる実施するとともに、実務派遣研修や自発的な能力開発機会の提供など、実効性のある職員研修の充実を図ります。

《人事評価》

職員の主体的な職務遂行を促し、より高い能力を持った人材育成のため、公正に人事評価制度を運用します。

《職場環境づくり》

全ての職員がやりがいと生きがいを持って仕事に取り組むことができる職場環境づくりを進めます。

3 持続可能な財政運営

将来にわたって安定した行政サービスを提供していくため、国の経済財政運営の動向や市の財政状況に留意しながら、持続可能な財政運営を行います。

主な取組

《健全な財政基盤の確立》

中・長期的な視点に立った計画的な財政運営のもと、既存事業の見直しや財源の確保に努めるなど、持続可能な財政基盤の確立を図ります。

《ファシリティマネジメントの推進》

公共施設等について複合化などによる総量抑制や、計画的な維持管理などによる長寿命化、効率的な管理と有効活用などにより、財政負担の軽減と平準化及び公共施設等の配置の最適化を推進します。

《社会保険制度の安定的運営》

国民健康保険制度、介護保険制度において、賦課徴収、保険給付などの適正化により持続可能な医療・介護体制の構築を推進します。

4 市民ニーズの把握と分かりやすい情報提供

多様化・複雑化する地域課題を把握し、市政運営の参考とするため、地域の意見を聴く機会を設けるとともに、分かりやすい情報提供を行います。

主な取組

《多様な媒体を活用した情報提供》

ホームページやメールマガジン、SNSのほか、広報紙、ラジオ、テレビなど多様な媒体を活用し、より分かりやすい情報発信を行います。

《地域課題と市民ニーズの把握》

地域の声を傾聴する「あおもりタウンミーティング」や市民意識調査など、多様な手段により、地域課題・市民ニーズなどを把握します。

白紙ページ

用語解説

白紙ページ

《用語解説について》

この用語解説は、本文に用いた用語のうち、専門用語や意味の分かりにくいものについて、一般的な用語の意味だけでなく、前後の文脈の中で、その用語が担っている趣旨を解説することを目的としています。

《「まち創り・〇〇創り」と「まちづくり・〇〇づくり」について》

「青森市総合計画基本構想」の「施策の大綱」で示した6つの柱（＝「青森市総合計画前期基本計画」における「基本政策」）で使用する語句のみ、10年後の将来を展望・創造し、将来のあるべき姿として表す固有名詞のため「〇〇創り（しごと創り・ひと創り・まち創り）」とし、それ以外の語句については、「まちづくり」、「環境づくり」、「健康づくり」などのように、平仮名の「〇〇づくり」を使用することとしました。

《「やさしい街・〇〇な街」と「まち」について》

「〇〇創り」と同様に、将来の青森市を展望し、将来あるべき都市の姿として使用している青森市総合計画基本構想の「施策の大綱」で示した6つの柱（＝「青森市総合計画前期基本計画」における「基本政策」）のみ「街（やさしい街・つよい街・かがやく街）」を使用し、それ以外の語句は「私たちのまち」、「住みやすいまち」、「まちなか」などのように平仮名の「まち」を使用することとしました。

用語解説

ア行

[IoT] P3

モノのインターネット（Internet of Things）。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというもの。

[ICT] P3, 29, 87, 120

情報通信技術（Information and Communication Technology）。パソコンやスマートフォンなどを活用したコミュニケーションを行うための技術。

[アオベジ] P11

「ケール」などの西洋野菜・「筒井赤かぶ」などの伝統野菜など、新たな特産品を育てることを目的に2013年度から取り組んでいる「あおもり魅力野菜」の愛称。

[青森市ボランティアポイント制度] P80, 89

地域福祉に貢献したいと思っているかたが活動するきっかけとなるよう、また、高齢者のみなさんの社会参加により、生きがいつくりや介護予防等につなげていただくことを目的とした制度。

[アメリカシロヒトリ] P112

樹木の葉を食害するガの一種。

[アントレプレナーシップ] P5

事業創造や新商品開発などに高い創造意欲を持ち、リスクに対しても積極的に挑戦していく姿勢や発想、能力などを指す起業家精神のこと。

[生きる力] P27, 28, 30

文部科学省の学習指導要領で定める確かな学力（基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力）、豊かな心（自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性）、健やかな体（たくましく生きるための健康や体力）のバランスの取れた力。

[命の道] P98

平時には暮らしを支え（医療サービス、産業、観光）、災害時には命を守る（避難、救命救急、復旧）という機能を持った道路

[AI] P3

人工知能。

[AED] P69

自動体外式除細動器。心臓がけいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動）になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器。「Automated External Defibrillator」の略。

[SNS] P11, 18, 32, 121

（Social Networking Service の略）登録した利用者だけが参加できるインターネットを利用したサービス。

[NPO] P33, 47, 48, 79, 87

利益を求めめるためではなく、主に公益的な目的の実現のために活動する組織。「Non-Profit Organization」の略。

[温室効果ガス] P103, 107

二酸化炭素（CO₂）など地球に温室効果をもたらすガス。

カ行

[合併処理浄化槽] P110

生活雑排水やし尿を戸別に処理する浄化槽。

[かんがい用水路] P108

川や湖、池沼などから農地に水を供給する水路。

[管渠（かんきょ）] P88

円形の管や箱形の水路も含めて、水を流すために土の中に埋めた水路施設。

[関係人口] P50

移住でも観光でもなく、地域にルーツをもつた、過去に転勤など居住の経緯があったかた、まちづくりに参加しているかたなど、地域の人々と多様に関わる地域外の人材のこと。

[がん診療連携推進病院] P69

専門的ながん医療の提供、地域のがん診療の連携協力体制の整備、患者・住民への相談支援や情報提供などの役割を担う病院として、国が定める指定要件を踏まえて都道府県知事が推薦したものについて、厚生労働大臣が適当と認め、指定した病院である「がん診療連携拠点病院」に準じる診療機能を有する病院として青森県知事が適当と認め、指定した病院。

[基礎的自治体] P47

地方公共団体である市・町・村の総称。地方自治法第2条第3項では、「基礎的な地方公共団体」として、市町村を包括する広域の地方公共団体である都道府県（地方自治法第2条第5項）に対比される。基礎自治体ともいう。

[キャッシュレス決済] P20

紙幣と硬貨を使わない決済方法。

[GAP] P12

（Good Agricultural Practice の略）農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。

[救急告示病院] P69

救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する病院で、都道府県知事が認定・告示したものの。

[急性期病院] P69

急性疾患や慢性疾患の急性増悪などで緊急・重症な状態にある患者に対して入院・手術・検査など高度で専門的な医療を提供する病院。

[居住誘導区域] P93, 94, 96

人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。

[グリーンツーリズム] P12

農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型余暇活動。

[グローバル化] P3, 27, 50

これまでの国の枠を越えて、生活や経済活動における相互関係が世界的規模で広がっていくこと。

[ゲートキーパー] P66

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

[健康寿命] P63, 64, 65

人の寿命において、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

[公営企業会計] P110

民間企業と同様に発生主義・複式簿記を採用し、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等の財務諸表を作成する会計方式。

[公共用水域] P108, 110

河川、湖沼、港湾、沿岸海域、公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水域や水路のこと。ただし、下水道は除く。

[合計特殊出生率] P23

15歳～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数。

[交通インフラ] P97

道路、高速道路、港湾、空港といった社会の基盤となる交通関連の施設等。

[高齢化率] P71

総人口に占める65歳以上人口の割合。

[国際会議観光都市] P18

「国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律（コンベンション法）」に基づき、コンベンションの振興に適すると観光庁長官が認定した都市。

[国民スポーツ大会] P35, 39

国民体育大会（国体）の新たな名称。2023年に開催される大会から採用される。

サ行

[再生可能エネルギー] P103, 104, 107

半永久的に利用可能な太陽エネルギーや水力・風力・地熱などのエネルギー。

[在宅療養支援病院] P69, 70

在宅で療養を行い、通院が困難な患者の居住地に24時間往診及び訪問看護が可能な体制を確保したうえで、緊急時に在宅で療養を行っている患者が直ちに入院できるなど、必要に応じた医療・看護を提供できる病院のこと。

[サテライトオフィス] P3

企業の本拠地から地理的に離れた場所に設置されたオフィス。

[産学官連携] P3, 5, 6

民間企業、大学などの教育機関や研究機関、金融機関、自治体などが連携し、新技術や新事業の創出などに取り組むこと。

[三次（救命）救急医療] P69

初期、第二次救急では対応が不可能な重症患者に対応する高度な医療を提供する救急医療。青森県立中央病院救命救急センターが対応する。

[事業承継] P6, 7

会社の経営を後継者に引き継ぐこと。

[自助・共助・公助] P85, 87

自分で自分を助けること（自助）、家族、企業や地域コミュニティで共に助け合うこと（共助）、行政による救助・支援（公助）で、主に災害時の対応などに使用される。

[自転車安全利用五則] P53

2007年7月10日付け中央交通安全対策会議交通対策本部（内閣府）で決定された自転車の通行ルール

- 1 自転車は車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

[集落営農組織] P12

集落単位で農家が各自の農地を持ち寄り、共同で農機具を所有したり、農作業を行ったりする組織。

[小児慢性特定疾病] P24

厚生労働大臣が定める①慢性に経過する疾病であること、②生命を長期に脅かす疾病であること、③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること、④長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること全ての要件を満たす、18歳未満の児童等を対象とする疾病。

[情報モラル] P32

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。

[初期救急医療] P69

入院治療の必要がなく、外来で対処しうる帰宅可能な軽症患者様に対応する救急医療。青森市急病センターや、休日・夜間における在宅当番医・歯

科医が対応する。

[食育] P11, 24, 26, 30

生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

[スクールカウンセラー] P32

児童生徒、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童・生徒の心のケアを行う、臨床心理に専門的な知識・技能を有する専門家。

[スノーアクティビティ] P19

スキー・スノーボードやスノートレッキングなど、雪を活用した遊びやスポーツのこと。

[スポーツ医科学] P39

スポーツが人体の発達に及ぼす影響を研究し、健康の増進・競技者の健康管理などを講じるスポーツ医学を含めたスポーツを研究対象とする諸科学の総称。

[スポーツツーリズム] P38

スポーツを「観る」「する」ための旅行、スポーツを「支える」人々との交流などに加え、国際競技大会の招致・開催、合宿の招致も包含した、複合的でこれまでにない「豊かな旅行スタイルの創造」を目指すもの。

[スマート農業] P12

ロボット技術や情報通信技術等の先端技術を活用し、超省力化や高品質生産等を可能にする新たな農業。

[3R] P114

3R（スリーアール）とは、リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の3つ

の R (アール) の総称。一つめの R (リデュース) とは、物を大切に使い、ごみを減らすこと。二つめの R (リユース) とは、使える物は、繰り返し使うこと。三つめの R (リサイクル) とは、ごみを資源として再び利用すること。

[性的マイノリティ] P59

レズビアン (女性同性愛者)、ゲイ (男性同性愛者)、バイセクシュアル (両性愛者)、トランスジェンダー (性同一性障がい者など心と身体の性が一致しない人) の頭文字をとった LGBT など性的少数者のこと。

[セルフケア] P65, 66

自分で自分の健康を管理すること。

[即時対応力] P85

区域内に居住し又は勤務することから、災害の際に即時に対応が可能なこと。

タ行

[ダイオキシン類] P111

塩素を含む物質の不完全燃焼や、薬品類の合成の際、意図しない副合成物として生成される毒性が強い物質。

[第二創業] P4, 5

既に事業を営んでいる事業所の後継者などが業態転換や新規事業に進出すること。

[多文化共生] P56, 59

国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

[多面的機能] P10, 14

農業・農村が有する国土の保全、水源の涵養、良好な景観の形成などや、森林が有する温室効果ガス吸収源や土砂災害防止などの機能。

[地域医療支援病院] P69

紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて、第一線の地域医療を担うかかりつけ医、かかりつけ歯科医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有するものについて、都道府県知事が承認した病院。

[地域活動支援センター] P59

障がいによって働く事が困難なかが地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な情報提供や相談を受けられることで生活能力の維持や向上を図る福祉施設。

[地域コミュニティ] P47, 48

地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行なわれている地域社会、あるいはそのような住民の集団。

[地域包括支援センター] P72

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、心身の機能の維持、福祉の相談、権利擁護、医療との連携など、必要な支援・援助を包括的に行う機関。青森市では、11箇所設置している。

[地域密着性] P85

消防団員は区域内に居住し又は勤務していることから、地域の人々や事情に通じていること。

[地区拠点区域] P93

公共交通の利便性が高く、かつ医療・商業等の都市機能が集積した区域で、今後、医療・商業等の地区の特性に応じた都市機能の立地の促進を図る都市機能誘導区域として位置づけた、「青森駅周辺地区」・「新青森駅周辺地区」・「操車場跡地周辺地区」・「浪岡駅周辺地区」の4地区と、現在、医療・商業

等の都市機能が集積した区域で、今後、人口減少社会にあっても、本市の東部方面及び南部方面の生活拠点として、これらの都市機能の立地の促進を図る生活拠点区域として位置づけた、「造道周辺地区」・「浜田周辺地区」の2地区の6つの区域。

[地産地消] P11

国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されたものに限る）をその生産された地域内で消費すること。

[治水安全度] P88

洪水に対する川の安全度合いを確率で表すもので、例えば、10年に一度発生する洪水に対して安全な場合は「治水安全度1/10年」、100年に一度発生する洪水に対して安全な場合は「治水安全度1/100年」と表現する。

[長寿社会] P27

高齢社会の別称。平均寿命の延びが高齢者の死亡率低下（長寿）によるところが大きい側面を表す。

[地力] P12

その土地が農作物を育てる生産力。

[つどいの場] P72, 73

身近な地域で、高齢者の生きがいがづくりや社会参加、閉じこもり防止等を目的に、体操や茶話会、レクリエーションなどの活動を定期的に行う交流の場。

[DV] P56

夫婦・恋人などパートナーからの暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力や、脅す、大声でののしる、無視するなどの精神的苦痛のほか、経済的苦痛や性的苦痛を与える行為もDVに含まれる。「Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）」の略。

[統合型地域スポーツクラブ] P37

子どもから高齢者までさまざまなスポーツを愛好する人々が、初心者からトップレベルまでそれぞれの志向・レベルに合わせて参加できるという特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

[トップセールス] P11

一般的には、企業の社長自ら自社製品の特長や優秀性を宣伝し、積極的にセールスを行うこと。ここでは市長自らが地方の産物・産業を、他の国や地方へ売り込むこと。

ナ行

[t-CO₂] P103, 107

温室効果ガスの量を二酸化炭素の重量に換算した単位で、「二酸化炭素トン」と称する。

[二次救急医療機関] P63

入院や手術が必要な重症救急患者に対応する医療機関。青森市民病院や浪岡病院などの救急病院が対応する。

[認定農業者] P12

農業経営基盤強化促進法に基づいて、効率的で安定した農業経営を目指すため作成する「農業経営改善計画」を市に提出して認定を受けた農業者のこと。

[農業集落排水] P110

農村地域での生活雑排水やし尿を処理する施設（農村版下水道）。

[農商工連携] P3, 6

農林漁業者と商工業者がお互いの技術やノウハウを持ち寄り、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むこと。

[ノーマライゼーション] P59

障がいや病気のある人もない人も共に住み慣れ

た社会の中で普通の生活が送られるような条件を整え、共に生きる社会こそ普通（ノーマル）な社会であるという考え方。

ハ行

[バイオマス] P107

エネルギー源として活用が可能な木製品廃材やし尿などの有機物のことであり、再生可能エネルギーの一つ。

[ハザード情報] P87

地震、津波、大雨、洪水、土砂災害など危険災害から身を守るための情報。

[バリアフリー] P59, 98

障がい者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべてを除去するという考え方。

[PCB（ポリ塩化ビフェニル）] P115

水にきわめて溶けにくい、熱で分解しにくい、不燃性・電気絶縁性が高いなどの性質を有する油状の物質で、電気機器（変圧器や蛍光灯安定器等）の絶縁油など様々な用途に利用されてきたが、人の健康や環境への有害性が確認され、現在は製造・輸入ともに禁止されている。

[病院群輪番制] P69

救急車より直接搬送されてくる、又は青森市急病センターなど初期救急医療機関から転送されてくる重症患者に、地域内の二次救急医療機関が共同連帯して輪番で対応する制度。

[ブラッシュアップ] P19

現状の状態よりもさらにいい状態にすること。

[ブルーツーリズム] P12

農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型余暇活動のうち、特に漁村地域

における活動。

[プロモーション] P16, 18

消費者に製品やサービスを認識させ、購入してもらうための広告、広報などの情報発信や販売促進などの活動。

[ヘルスリテラシー] P63, 65

健康教養。健康に関する正しい知識を身につけ、活用していく力。

[保護率] P79

人口1千人当たりの生活保護受給者数。単位は‰（パーミル）を用いる。

[ポジティブ・アクション] P58

これまでの慣行や固定的な男女の役割分担意識などが原因で、女性の能力が十分に発揮されていない場合に、女性を積極的に登用したり、女性が働きやすい制度・環境を整備するなどして、男女間の格差を積極的に解消しようとする取組のこと。

[ほ場] P14, 15

作物を栽培する田畑。

[ホスピタリティ] P20, 93

おもてなし。特に観光においては、観光客が安心して快適に過ごせるよう、事業者のみならず地域の人々が観光客にあたたかく接する精神。

マ行

[マーケティング] P18

消費者の意見や要望を商品などに的確に反映するため、消費者の動向や市場の情報を科学的に収集・分析すること。

[MICE] P18

企業等の会議（Meeting）、企業などの行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会などが行う国際会

議 (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントの総称。

[埋蔵文化財包蔵地] P43

地中に埋蔵されている状態の文化財を「埋蔵文化財」と呼び、それが包含されている、及びその可能性のある土地や範囲のこと。

[メタボリックシンドローム] P65, 67

内臓脂肪型肥満(腹囲が男性85cm以上、女性90cm以上)に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上を合わせ持った状態。

[モビリティ・マネジメント] P99

主な移動手段が自家用車となっている対象者に対し、公共交通利用による健康面、環境面、経済面などの視点での利点や移動実態に即した適切な公共交通に関する情報提供を行うことで、自動車利用から公共交通や徒歩・自転車への自発的な交通手段転換を促す取組。

ヤ行

[ユニバーサル社会] P56, 57

市民一人ひとりがお互いの違いや人格を尊重しつつ、それぞれが対等な社会の構成員として自立し支え合うとともに、すべての市民が持てる能力を最大限発揮できる社会。

[ユニバーサルデザイン] P59

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

[要員動員力] P85

多数の団員の動員が可能なこと。

[要保護及び準要保護児童生徒] P27, 32

生活保護世帯(要保護)及び経済的理由により就学困難と認められる世帯(準要保護)の児童生徒。

ラ行

[ライフスタイル] P23, 35, 48

衣食住などの日常の暮らしから、娯楽、職業、居住地の選択、社会とのかかわり方までを含む生活様式。

[リノベーション] P7

既存建物等を大規模に改修するなど、用途変更や機能の高度化を図り、新しい価値を加えること。

[労働参加率] P3

15歳以上の人口のうち就業している人(仕事を探している人を含む)の占める割合のこと。

[6次産業化] P11

農林漁業者自らが生産だけでなく加工・流通販売を一体的に行ったり、農林業業者と商工業者が連携して事業を展開する、農林漁業の可能性を広げようとする取組。

ワ行

[ワーク・ライフ・バランス] P8, 58

仕事と生活の調和。誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動を自らが希望するバランスで展開できる状態のこと。

[Wi-Fi] P20

電波を用いて高速なデータ通信を行う通信技術で、複数のコンピュータや電子機器を相互に接続して通信ネットワークを形成すること。

青森市総合計画前期基本計画

(2019年度 ~ 2023年度)

2019年2月

青森市企画部企画調整課

〒030-8555 青森市中央一丁目22番5号

TEL 017-734-5163

FAX 017-734-5129

E-mail kikakuchousei@city.aomori.aomori.jp